

Title	移転価格税制適用が企業行動に与える影響：実証分析と判例/事例研究
Sub Title	
Author	加藤, 茂喜(Kato, Shigeki) 村上, 裕太郎(Murakami, Yutaro)
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	2015
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 2015年度経営学 第3035号
Genre	Thesis or Dissertation
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00002015-3035">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00002015-3035</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

目次

- 1 はじめに
- 2 移転価格税制の歴史
- 3 研究背景
- 4 判例研究 本田技研工業株式会社
- 5 実証分析における仮説設定
- 6 先行研究レビュー
- 7 リサーチ・デザイン
- 8 データセットの方法
- 9 分析結果
- 10 考察
- 11 結論と今後の課題
- 12 補論 判例研究の詳細
- 13 謝辞
- 14 【脚注】
- 15 【参考文献】
- 16 【付録】

## 1 はじめに

筆者が移転価格税制に注目した理由は、自身の経験から重要性を感じたからである。筆者は日本のベアリングメーカーに勤務し、海外工場で生産、調達および販売などの業務と本社部門で海外進出支援業務などを担当してきた。海外との取引に関する業務の中で、移転価格に関しては、価格設定や税制の面で多くの時間を割いて検討した経験があり、移転価格はグローバル企業にとって重要であると感じている。

移転価格税制は、1986年に制定されて、1987年から施行された税制である。具体的には、租税特別措置法66条の4(国外関連者との取引に係る課税の特例)および関連する施行令を総称して移転価格税制と呼ばれている。税制が制定されてから30年程度経過し、その間改正が行われ、執行面でもその焦点は変貌してきた。具体的には、調査対象企業が外資系企業から内資系企業へと重点が移り、調査対象取引地域は欧米からアジア広範な地域へ重点が移り、調査対象取引の種類は有形固定資産と中心としたものから無形資産の取引や役務提供取引に重点を置いたものへと移ってきている。また、移転価格の算定方法も基本三法といわれる方法から、取引単位営業利益法(TNMM)などが追加され企業の取引形態に合わせて変化してきている。また、移転価格税制の執行における基本方針は、移転価格課税から事前確認申請へと大きく変化してきている。

上記のような背景があり、本研究においては、移転価格税制の適用が企業行動にどのような影響を及ぼしてきたのかを明らかにしたと考える。具体的には、移転価格税制の適用と企業行動の関連性を検証することと、税制適用によって変化した企業行動と税負担率の関連性を検証することである。企業具体的な研究手法は、判例研究と実証分析である。判例研究においては、本田技研工業株式会社の法人税更生処分等取消請求控訴事件を取上げた。移転価格税制の課税では、「公正な取引価格はいくらか」「利益の算定方法は適切か」などの解釈が争点になることが多く、国税側と企業の主張が対立しやすい。本件の争点においても同様である。移転価格税制は、「議論の税制」とも呼ばれ、同じ事案に対しても立場や国が違えば検証結果が変わり得るという側面を有している。このように、グレーな税制であるため、企業としては租税回避の意図が無いにも関わらず課税を受けてしまうこととなり、追徴課税による突然のキャッシュアウトは経営にも影響を及ぼしかねない。また、税務当局側も、多大な時間と労力のかかる移転価格課税の道が続けることよりも、より効率的に税収の確保が可能な事前確認制度の利用を推進しており、事前確認制度の浸透と申請件数の増加が顕著となっている。

実証分析においては、公表財務諸表(マクロ・データ)と総務省統計局で統計されている輸出単価(ミクロ・データ)を組み合わせて、データベースを作成し、重

回帰分析を行った。その結果、第 1 に、2000 年を移転価格税制の適用年度とした場合、適用によって企業は企業行動として、輸出単価を上げていることである。これは、グループ企業の内部取引価格を独立企業間価格（独立した第三者との取引価格）とすることを促進し、租税回避を排除するという、移転価格税制の本来の目的を果たしていると考えられる。第 2 に、2000 年以降の輸出単価の上昇は税負担率を上げる要因ではあるがその影響は小さく、企業全体の税負担率は下がっている。つまり、税負担率が下がって要因は別にあると考えてられる。本文では、事例として、本田技研工業株式会社（以下、ホンダとする）を取上げている。ホンダでは 1990 年代後半から海外での特に軽課税国での販売・生産が増えたことによって、海外での所得が増加し、外国税額控除によって税負担率が軽くなっていることがわかる。

また、実証分析においては、これまで研究されて来なかった方法でデータベースを作成し分析を行い結果がでている。この点においても、本研究は新規性があると考えられる。

本研究の章立ては以下の通りである。第 2 章、第 3 章では、研究の背景について述べる。具体的には、第 2 章で移転価格税制の施行と変遷についてと、第 3 章では筆者の問題意識がどこで生まれたのかを述べる。第 4 章では、実際の判例について述べる。次に、第 5 章では、実証分析を行うにあたり、筆者の仮説を述べている。第 6 章では、本研究に関する先行研究の紹介を行い、第 7 章ではリサーチ・デザインとして、用いる計算式や変数の定義等の説明を行う。第 8 章では分析結果を示し、第 9 章では実証分析の結果を示し、第 10 章で結果について考察を述べる。最後に第 11 章では、本研究の要約および今後の課題を示し、本研究を締めくくる。また、第 12 章は補論として判例研究の詳細を述べている。

## 2 移転価格税制の歴史

### 2.1 移転価格税制の導入

移転価格税制とは、グループ企業の内部取引価格を独立企業間価格（独立した第三者との取引価格）で計算しなおすことにより、租税回避を排除しようとするものである。日本においては、租税特別措置法 66 条の 4（国外関連者との取引に係る課税の特例）および関連する施行令を総称して移転価格税制と呼ぶ<sup>1)</sup>。また、移転価格税制は、1985 年 12 月の政府税制調査会の答申で、その必要性が以下のように表明され法制化されたものである。

「近年、企業活動の国際化に伴い、海外の特殊関連企業との取引の価格を操作することによる所得の海外移転、いわゆる移転価格の問題が国際課税の分野で重要になってきているが、現行法では、この点について十分な対応が困難であ

り、これを放置することは、適正・公平の課税の見地から問題のあるところである。また諸外国において、こうした所得の海外移転に対処するための税制が整備されていることを考えると、我が国においても、これら諸外国と共通の基盤に立って、適正な国際課税を実現するため、法人が海外の特殊関連企業との取引を行った場合の課税所得計算に関する規定を整備するとともに、資料収集等、制度の円滑な運用に資するための措置を講ずることが適当である。」<sup>1)</sup>。

## 2.2 移転価格税制の変遷

租税特別措置法第66条の4「国外関連者との取引に係る課税の特例」は1986年に制定され1987年から施行されている。1987年が移転価格税制のはじまりの年である。実際は、1980年代には適用が少なく執行や調査に関するノウハウの蓄積時期であったと考えられる。1987年以降、数回の改正を行っている。主要な税制改正内容を表2-1に記す<sup>1)</sup>。

表 2-1

年度	移転価格税制に係る税制改正の内容
1991	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更正の期間制限の延長：3年から6年へ延長。</li> <li>・徴収権の時効の延長：法定納期限の1年間進行停止。</li> <li>・比較対象企業に対する調査権限の創設。</li> <li>・国外関連者に対する寄付金の全額損金不算入。</li> </ul>
2000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みなし国外関連取引に定める非関連者に含まれない者の範囲に、当該国外関連者との間に特殊の関係にある特定信託を含めることとなった。</li> </ul>
2002	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連結納税制度の導入に伴い、「連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例」が追加された。</li> </ul>
2003	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表17(3)「国外関連者に関する明細書」に独立企業間価格の「算定方法」欄が追加された。</li> </ul>
2004	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立企業間価格の算定方法として「取引単位営業利益法(TNMM)」が追加された。</li> </ul>
2005	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国外関連者の範囲に、内国法人と外国法人との間が持株関係又は実質支配関係のいずれかで連鎖している場合が追加された。</li> </ul>
2006	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推定課税における算定方法に、「取引単位営業利益法(TNMM)」及び「利益分割法(PS)」に対応する方法が追加された。</li> </ul>
2007	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転価格課税に係る納税の猶予制度が創設された。</li> </ul>
2008	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表17(3)「国外関連者に関する明細書」に「従業員の数」、「同一の者による国外関連者の株式当の保有」、「利益剰余金」、「事前確認の有無」の各欄が追加された。</li> <li>・地方税の平成20年度改正で移転価格課税に係る納税の猶予制度が創設された。</li> </ul>

出典：[https://www.grantthornton.jp/pdf/newsletter/ex/ex\\_200903.pdf](https://www.grantthornton.jp/pdf/newsletter/ex/ex_200903.pdf)

## 2.3 具体的な税制改正の内容

### ① 更正処分可能期間の延長

移転価格調査にもとづく更正処分が可能な期間が3年から6年へと延長され、調査対象法人と取引関係のない同業比較対象企業への質問検査権が付与されるなど、権限の及ぶ範囲が拡大されていった経緯を読み取ることができる。

### ② 確定申告での情報申告義務の強化

移転価格税制に基づく情報申告として確定申告に添付が義務付けられている別表17の3「国外関連者に関する明細書」の記載事項の様々な追

加があった。

③ 独立企業間価格の算定方法の追加

日本における独立企業間価格の算定方式は棚卸資産の販売または購入、それ以外の取引に区分して定められている。算定方式について下記基本三方に準ずる方法によって定められていた。

(ア) 独立価格比準法

比較可能な非関連者間の取引価格による方法。

(イ) 再販売価格基準法

関連者間取引による買手の第三者への再販売価格から通常の利潤の額を控除して算定する方法。

(ウ) 原価基準法

関連者間取引における売手の原価の額に通常の利潤の額を加算して算定する方法。

しかし近年においては、企業のグローバル化のなかで、企業内取引が増大するのに応じて取引の多様性、複雑性も増大してきた。移転価格の対象は商品、棚卸資産という有形資産から、特許権、商標権、技術移転、役務提供や金融取引など、複雑で多様化する無形資産へと展開してきている。このような時代の流れの中で、無形資産の移転価格算定については、比準対象となる独立企業間取引が存在しない場合が多いため、上記三法による移転価格算定は限界であったため、2004年に、独立企業間価格の算定方法として、取引単位営業利益法(TNMM)が追加された。この算定方法は独立企業価格比較可能な非関連者間取引が見つけられない、又は、比較可能な取引に関し入手できる情報が不十分、信頼性がないといった場合に有効となる。このTNMMは、検証対象者が関連者間取引により実現する営業利益の適切な基準(例えば原価・費用、売上高、資産)に対する割合を検討するものである。これらの営業利益水準指標は、価格を比較する場合よりも、取引上の差異による影響が小さくなる<sup>2)</sup>。

- ④ 国際的<sup>1)</sup>二重課税を自動的に発生させる移転価格課税は、税務当局どうしの相互協議によって、その解消が図られることが多いため、協議が長期間に及ぶ点を勘案して、この間の納税を猶予する制度も施行されている。上記のように移転価格税制の強化を図るための多くの税制改正がみられる<sup>1)</sup>。

## 2.4 移転価格税制の適用

1991年の税制改正によって大きく税制が強化された。先にも述べた通り、施行から3年間は移転価格税制の適用は少なかったが、1990年代になると、執行体制が着実に整備され、本格的な移転価格調査が積極的に行われた。移転価格課税が本格的に進められた時期である。具体的には、1990年代の課税事

案の特徴としては、日本ロシュ、日本チバガイギー、ヘキストジャパン等、外資系医薬品業が主な対象企業であった。この時期の調査対象は、総じて高収益業種・高収益企業であることも特徴的であり、その中でも外資系企業が目立っている。内外資法人の差別ではないかとの批判が広がった時期でもあったと考えられる。また、この時期は、課税当局がシークレット・コンパラ<sup>6)</sup>を使って課税した時期でもあり、納税者の知り得ない情報に基づく一方的な課税との批判もあったと考えられる。2000年に入り日系の大手企業への適用が多くみられる。これは、グローバル化によって、製造業の多くが海外との取引を行うようになったためと考えられる。<sup>1)</sup>また、更正税額の金額も、本田技研工業株式会社(800億円)や武田薬品工業株式会社(579億円)などを筆頭に大きくなっている。下記の図2-1に更正税額の推移を示す。

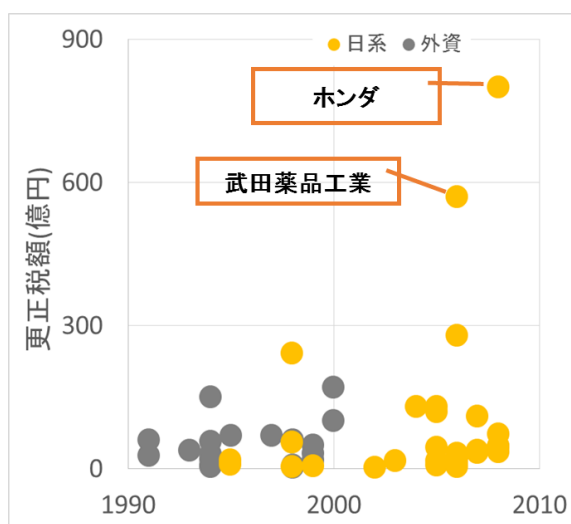


図 2-1 更正税額の推移

出典：筆者作成

## 2.5 移転価格税制の現在

過去に多額の移転価格課税を経験した企業は、相互協議の合意を経て、その後の移転価格調査を回避するために、事前確認申請 (APA: Advance Pricing Arrangement 以下APAとする)を積極的に利用している。1990年代に移転価格課税の対象とされた外資系の子会社案件が2000年代に影をひそめることとなった要因は、事前確認申請が増加したことによると考えられる。何度も移転価格課税を被るリスクに曝されていると、企業経営は成り立たない。各国の税務当局間でも、多大な時間と労力のかかる移転価格課税の道が続けることよりも、より効率的に税収の確保が可能な事前確認制度の利用を推進しており、事前確認制度の浸透と申請件数の増加が顕著となっている<sup>1)</sup>。APAのメリット

とデメリットについてまとめる。事前確認申請（APA）には、取引を行う両国の税務当局から確認をとる二国間（バイラテラル）APA、一国内で確認をとるユニラテラルAPAに大別される。

#### バイラテラルAPAのメリットとデメリット

移転価格の問題は、国家間の所得配分の問題であるため、課税リスクをゼロにするには、取引を行う両国の税務当局から確認をうける必要がある。この場合、納税者が申請した取引価格の設定方法について、両国の税務当局が「相互協議」と呼ばれる国家間協議の場で話し合いをし、所得配分について協議を行う。両税務当局が合意すれば、申請した取引について3年～5年程度、移転価格課税を受けないことになる。

#### (ア)バイラテラルAPA

合意を得られれば課税リスクをゼロにできるため、有用な制度ではあるが、一方で協議には2年程度の期間を要し、現実的には両国でアドバイザーを雇う必要があるため、APA取得にかかるコストはそれなりに高額になる傾向がある。

また、近年では中国を筆頭としてタイやインドネシアなどのアジアの新興国との取引が重要となってきたが、これらの国では移転価格に関する経験が乏しく、合意までに時間がかかる又は、先進国と新興国との考え方の隔たりから合意自体できない（協議が決裂する）リスクも十分にあり、申請したからといって必ずしも確認が取得できるとは限らない面がある。

#### (イ)ユニラテラルAPA

これまで事前確認を取得する企業は国外関連取引の額が数百億から数千億となる超大企業が大半であったことと、取引相手として米国や欧州などの先進国の重要性が高かったため、バイラテラルAPAを意味することが一般的であった。こうした超大企業にとっては、コストをかけても費用対効果は十分にあり、取引相手国が先進国であったことから協議も比較的スムーズに進んだため、バイラテラルAPAが有効であった。

しかし、近年では課税の対象が中小・中堅企業にシフトし、重要な取引相手国が中国及びアジアの新興国にシフトしてきたことにより、確認を取得できる現実性とコストパフォーマンスからユニラテラルAPAの重要性が増している<sup>3)</sup>。

### 3 研究背景

先でも述べたが、筆者は日本のベアリングメーカーに勤務し、海外工場で生産、調達および販売などの業務と本社部門で海外進出支援業務などを担当。以下で



は、それぞれの業務で発生した問題について述べる。

(ア)海外新工場立上業務 (2009～2012年)

生産を現地化することでコストを削減し、価格競争力でシェアを高めることであった。販売先の計画は、中国地場の自動車メーカー(第一汽車や奇瑞汽車など)であった。しかし、物価水準が低いため販売価格が低く現地化したことによるコスト削減効果(主に人件費の削減)のみでは競争力を維持が厳しい状況であった。さらに、悪いことに、日本のマザー工場から輸入していた半製品の一部に移転価格税制が適用され、大幅なコスト増となり一時競争力を失った。対策として、下記表 3-1 の通り販売先や製品設計など多く変更を余儀なくされた。大幅に計画を変更せざるを得ない状況となり、当初、事業計画で立てた売上高、利益率水準を達成するのに3年遅れることとなった。

表 3-1

	変更前	変更後
・販売先計画	中国地場自動車メーカー	中国進出日系自動車メーカー
・製品設計	日本から輸入	中国地場で調達可能な材料に変更
・サプライヤー	日本も含んだサプライチェーン	中国で閉じたサプライチェーン

出典：筆者作成

(イ)本社部門での経験

ベアリングメーカーや自動車メーカーが現地生産化に伴い、海外進出するサプライヤ(多くは資本金1億円以下の中小企業)が多くある。多くのサプライヤが現地での品質を担保するため、金型や治工具といったノウハウを必要とするものを社内間取引価格で日本から輸出していた。しかし、移転価格税制が適用されて現地の損益を圧迫する結果となり、競争力を失い撤退する企業も多く見られた。また、競争力を維持するため、金型や治工具と現地で製作する戦略をとったが、外注先へ図面の提出が必須となり、その結果、ノウハウが流出するという問題も発生した。

(ウ)多国籍企業の租税回避行動

移転価格税制については、国際企業がタックスプランニングを行う上では非常に重要である。さらに、近年では Starbucks、Amazon や Google と言った国際企業が無形資産を海外子会社へ移転し、各国間の租税条約およびタックスヘイブンを利用し、行き過ぎた租税回避行動も目立つようになっている。

#### (エ) 租税回避行動の規制

OECD が移転価格税制適用に関するガイドラインを示しているものの、法的拘束力は無く、各国でも基準を持っているため二重課税問題が発生している。また、多国籍企業の行き過ぎた租税回避行動を規制するため、OECD 租税委員会が中心となり、BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) プロジェクトが 2014 年から発足し、国際的にも税法が大きく変化する時期でもある。

#### (オ) 本研究の目的

研究の目的は、判例研究と実証分析によって、移転価格税制の適用と企業行動の関連性を検証することと、税制適用によって変化した企業行動と税負担率の関連性を検証することである。

## 4 判例研究 本田技研工業株式会社

### 4.1 はじめに

移転価格税制の課税では、「公正な取引価格はいくらか」「利益の算定方法は適切か」などの解釈が争点になることが多く、国税側と企業の主張が対立しやすい。ホンダの判例を研究し、どの点で主張が対立し何が問題となるかを考察する。

裁判年月日：平成 27 年 5 月 13 日

裁判所名：東京高裁

裁判区分：判決

事件番号：平 26 (行コ) 347 号

事件名：法人税更生処分等取消請求控訴事件

裁判結果：棄却

上訴等：確定

文献番号：2015WLJPCA05136001

原告、被控訴人：本田技研工業株式会社

### 4.2 事実の概要

内国法人である本田技研工業株式会社（以下「X」という）が、ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」）に設置されたマナウス自由貿易地域（以下「マナウスフリースゾーン」）で自動二輪車の製造及び販売事業を行っている同国法人 A 社及びその会社との間で、自動二輪車の部品等の販売及び技術支援の役務提供取引（以下「本件国外関連取引」）を行い、それにより支払を受けた対価の額を収益の額に算入して、法人税の確定申告を行っていた。Y（税務署長、被告、控訴人）は、平成 16 年 6 月 29 日付で平成 10 年 3 月期、平成 11 年 3 月期、平成 13 年 3 月期、平成 14 年 3 月期について、また、平成 18 年

3月28日付で平成15年3月期について、当時の租税特別措置法（以下「措置法」）66条の4第1項の国外関連者との取引に係る課税の特例（以下「移転価格税制」）を適用して、各事業年度の所得金額に残余利益分割法により算定した独立企業間価格と本件国外関連取引の対価の額との差額5期計約265億円を加算して、法人税の更正及び過少申告加算税賦課決定を行った。Xは異議申立てを経て訴訟に及んだ。Xは、A社及びその子会社がマナウスフリーゾーンで事業活動を行うことにより享受している税制上の利益（以下「マナウス税恩典利益」）が、本来A社等が事業活動を行う市場の条件に基づくものであるからA社等に帰属するものであるにもかかわらず、Xにも配分されることを前提としている点、Xの貢献を過大評価している点で本件移転価格課税は違法であると主張した。原判決（東京地判平成26・8・28裁判所HP）では、「本件更正等は、マナウス税恩典利益がA社等に属することの影響を考慮せずに残余利益分割法を適用して算定した本件独立企業間価格に基づくものであるところ、本件国外関連取引の対価が独立企業間価格に満たないとの立証があるとは認められないから、その余の点について判断するまでもなく違法である」としてXの請求を認容したことから、Yはこれを不服として控訴した。

#### 4.3 控訴の趣旨

主位的

- I 原判決を取り消す。
- II 被控訴人の請求をいずれも棄却する。

#### 4.4 判旨

控訴棄却（確定）。

「残余利益分割法においては、基本三法に比較して、比較対象法人に求められる比較可能性の程度は緩やかであるとしても、また、総費用営業利益率により市場の類似性の判断をしたとしても、マナウス税恩典利益は、本件のブラジル側比較対象企業とA社等との比較可能性に重大な影響を及ぼすものであり、適切な差異調整をすることなくなされた本件各更正等は違法であり取り消されるべき」と原判決を支持した。さらに、「マナウスフリーゾーンで操業することは、物流コスト等の増加をもたらし、また、各種抛出金等を負担することになって、これが総費用営業利益率の低下をもたらすことは、控訴人の主張するとおりである」としつつも、「マナウス税恩典利益は、A社の営業利益を大きく増加させる」とした。

#### 4.5 慶應義塾大学 高久隆太 教授による評釈

本件訴訟における主な争点は、①独立企業間価格の算定方法の選択、②独立企業間価格の算定単位の設定、③基本的利益の算定（比較対象企業、差異の調整、利益指標）、④残余利益の分割、に係る適否である。

#### 4.6 考察

企業側と課税当局側で、主張が異なるのは移転価格の算出方法である。少しでも課税したいというインセンティブが働く課税当局と少しでも税負担を小さくしたいというインセンティブが働く企業ではその主張が異なるのも納得できる。このような主張の相違が発生する原因は移転価格の算定方法に不明確な部分があるためと考えられる。上記判例で、計算方法の詳細を検証したところ、ホンダは脱税行為を目的とし算定しているとは考え難い。一方で課税当局の算定方法は、企業側が事前に考えつかないような論理である。これは、移転価格税制の適用が本格的に始まったのが2000年以降であることを考慮すると、移転価格に対する企業側の判例や調査に関するノウハウの蓄積が少ないこともあげられる。

これらの対策として、先にも述べた、APAを利用することが考えられる。移転価格税制は、「議論の税制」とも呼ばれ、同じ事案に対しても立場や国が違えば検証結果が変わり得るという側面を有している。このように、グレーな税制であるため、企業としては租税回避の意図が無いにも関わらず課税を受けてしまうこととなり、追徴課税による突然のキャッシュアウトは経営にも影響を及ぼしかねない。

そのため、企業が今後数年間行う国外関連取引の価格設定について、税務当局から事前に確認を取ることで、移転価格調査・課税を回避する制度として、事前確認申請（APA）という制度が設けられている。

APAの有効性に関しては、村上他(2010)において「多国籍企業がバイラテラルAPAを申請するかどうかの1つの判断基準を与えることができるという点において、非常に重要な意義を持つと思われる。」と主張している。これらのことから、企業の規模、財の性質およびライフサイクルステージに応じて2つのAPAを使い分けながら、課税リスクを回避することが良いと考えられる。

### 5 実証分析における仮説設定

#### 5.1 日本企業のタックスプランニング

日本企業はタックスプランニングが十分でなかったり、新しい税制の施行に対して敏感でなかったりすると言われている。山田他(2011)の研究では、「日本において、タックスマネジメントが積極的に実施されて来なかった」と主張している。日本企業は税負担が増加する新税制への対策が十分でなく、その結果、税負担率が増加すると考えられる。

#### 5.2 移転価格税制の整理

これまで述べてきた移転価格税制の内容を整理すると下記である。

- 1986年 移転価格税制の制定・施行
- 1980年代 執行や調査に関する課税当局側のノウハウ蓄積期間
- 1991年 移転価格税制改正
- 1990年代 外資系企業へ適用開始
- 2000年代 日系企業へ適用開始

実際に外資系企業から適用がはじまると、シークレット・コンパラブル<sup>6)</sup>を使った課税で、課税当局側に批判が集まる。企業側からの訴訟も発生し、1990年代後半にはメディなどでも移転価格税制が多く取り上げられるようになった。2000年代には日系企業への適当が多くなり、更正税額も大きくなった。

### 5.3 仮説

これらの状況から、税制に敏感でない日系企業であっても、2000年度に入り企業行動に変化があるのではないかと考えられる。企業行動としては、海外子会社への販売価格を上げ、結果的に税負担が増加していると推定する。本研究では移転価格税制の適用年度を2000年度と考え、「移転価格税制の適用が輸出単価の上昇を通じて税負担率を上げる」を仮説とする。下記図5-1は、仮説を模式的に表したものである。

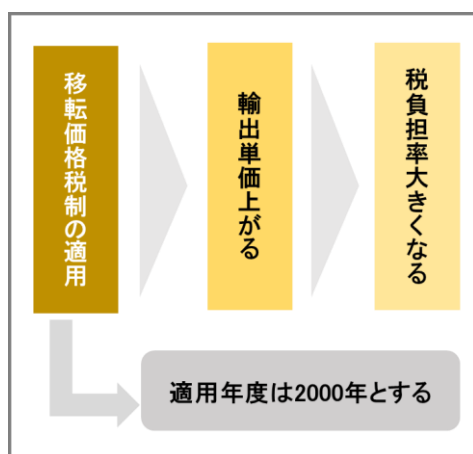


図 5-1 仮説の模式図

出典：筆者作成

## 6 先行研究レビュー

### 6.1 先行研究

本節では、本研究と関連性の高い文献を簡単にレビューし、本研究の位置づけを述べる。まず、研究の1つの分類方法として、マクロ・レベル、

産業レベル、企業レベルのうち、どのレベルのデータを用いるか、ということがあげられる<sup>5)</sup>。

本研究は、総務省統計局の統計データと公表財務データを組み合わせて使用した研究であるため、マクロ・データを用いた研究と関連性が高い<sup>3)</sup>。例えば、kimberly(2001)では、米国 BLS のマクロ・データから得られる輸出単価と米国の税率(マイクロ・データ)<sup>8)</sup>を用いて、輸出国(米国)の税率の上昇が輸出単価を上昇させているという相関関係を、実証分析を用いて明らかにしている。これ以外に同様の研究は存在しない<sup>9)</sup>。本研究においては公表財務データ(マイクロ・データ)と総務省統計局の統計データ(マクロ・データ)を用いて、税制適用が企業行動に与える影響を分析する。

## 6.2 本研究の意義

本研究においては、税制適用が実際に企業行動にどう影響を与えているかを、実証分析によって明らかにすることに意義がある。このような研究はこれまで存在せず、税制政策において企業が取る行動や税制適用に対する企業が取るべき行動についても示唆を与える可能性がある。さらに、本研究は総務省統計局の統計データのマクロ・データと公表財務データのマイクロ・データを組み合わせてデータベースを作成している点においても、過去に同様の研究は存在しない。

## 6.3 先行研究と仮説の比較

Kimberly(2001)と筆者の仮説の比較を行う。下記図 6-1 は論理を模式的に表したものである。

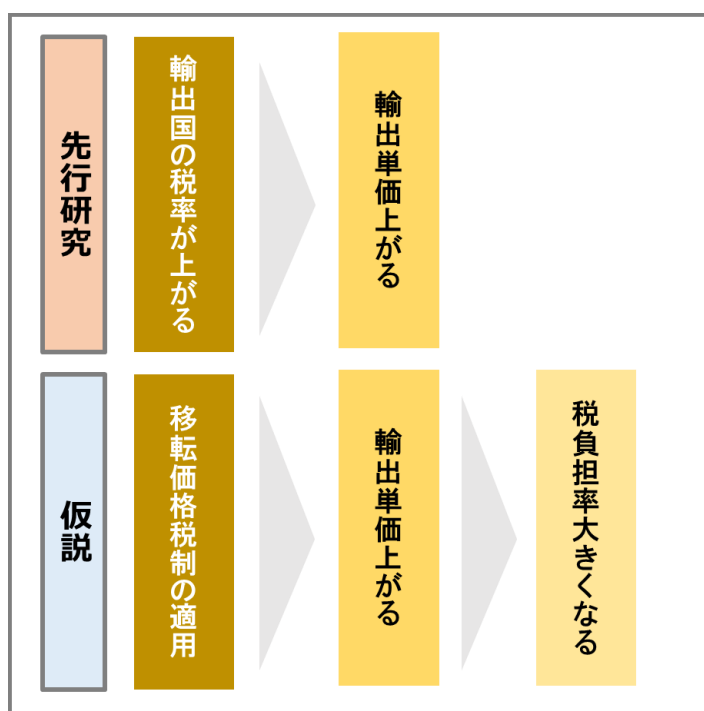


図 6-1 仮説と先行研究の比較

出典：筆者作成

先行研究と論理が異なるように見えるが、輸出単価と移転価格税制の適用の相関関係を検証するには、輸出国の税率も影響を及ぼすため、コントロール変数として推計モデル2に含めて検証することとした。つまり、先行研究比べて、より具体的な税制適用と企業行動の相関を検証するものである。

## 7 リサーチ・デザイン

### 7.1 変数の定義

#### 7.1.1 輸出国(日本)税率の定義

本研究における、輸出国(日本)の税率の定義は、下記によって算出される表面税率のことである。本研究においては、下記によって算出される税率を表面税率と呼ぶことにする。

$$\text{表面税率} = \text{法人税率} + \text{法人税率} \times \text{住民税率} + \text{事業税率}$$

日本の表面税率は図 7-1 のように推移している。

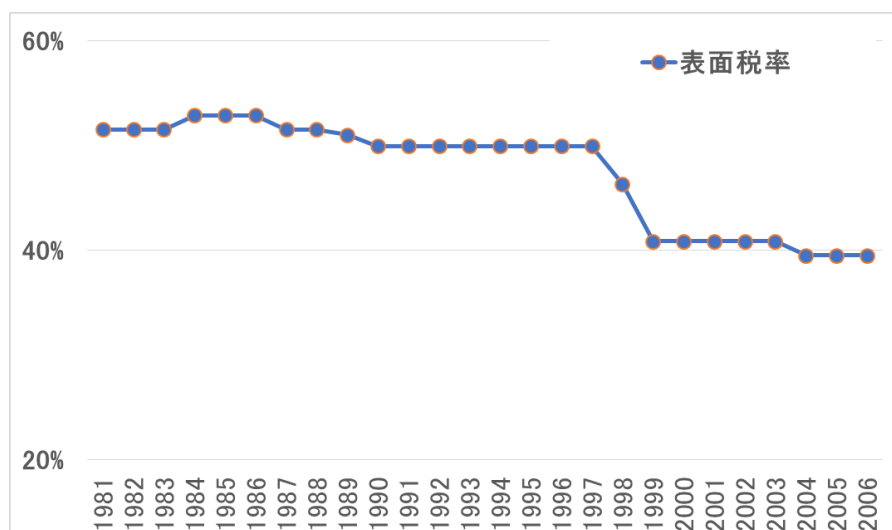


図 7-1 日本の表面税率の推移

出典：筆者作成

### 7.1.2 税負担率の指標

本研究における、税負担率の定義は下記によって算出されるものである。下記で算出される税負担率を ETR(Effective Tax Rate) とする。

$$\text{税負担率} = \text{ETR} = \frac{\text{法人税} \cdot \text{事業税} \cdot \text{住民税} + \text{法人税等調整額}}{\text{税引前当期純利益}}$$

### 7.2 推計モデル

本研究においては以下 2 つの推計モデルについて重回帰分析を行い、係数の有意性と符号から仮説を検証する。以下の節でこの 2 つについて、詳細を説明する。

#### 推計モデル 1

$$\ln(\text{Ex price})_{it} = \beta + \alpha_1 \text{APP dummy}_t + \alpha_2 \text{Tax rate}_t + \alpha_3 \text{Exchange rate}_t + \alpha_4 \text{ROA}_i \times \text{ND} + \alpha_5 \text{TAT}_{it} + \alpha_6 \ln(\text{TA})_{it} + \varepsilon$$

#### 推計モデル 2

$$\text{MoETR}_{it} = \beta + \alpha_1 \text{Ex price}_{it} + \alpha_2 \text{APP dummy}_t + \alpha_3 \text{Tax rate}_t + \alpha_4 \text{Exchange rate}_t + \alpha_5 \text{ROA}_i \times \text{ND} + \alpha_6 \text{TAT}_{it} + \alpha_7 \ln(\text{TA})_{it} + \varepsilon$$



7.2.1 推計モデル1

移転価格税制の適用と輸出単価の関連性を検証するものである。

図 7-2 は推計モデル 1 を模式的に表したものである。

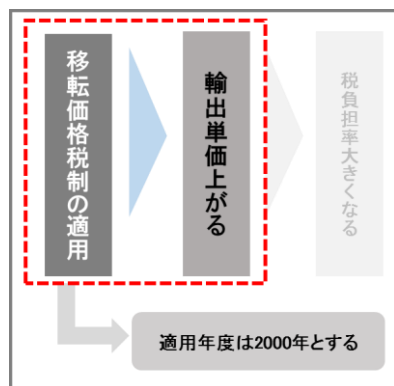


図 7-2 推計モデル 1 の模式図

出典：筆者作成

推計モデル 1

$$\ln(\text{Ex price})_{it} = \beta + \alpha_1 \text{APP dummy}_t + \alpha_2 \text{Tax rate}_t + \alpha_3 \text{Exchange rate}_t + \alpha_4 \text{ROA}_i \times \text{ND} + \alpha_5 \text{TAT}_{it} + \alpha_6 \ln(\text{TA})_{it} + \varepsilon$$

$i$  : 企業  $t$  : 時系列  $\beta$  : 切片  $\alpha$  : 係数  $\varepsilon$  : 誤差項

説明変数の定義

- $\text{Ex price}$  = 輸出単価  
\* 日本から輸出する際の単価
- $\text{App dummy}$  = 移転価格税制適用ダミー  
\* 適用年度は 2000 年
- $\text{Exchange rate}$  = 為替レート  
\* 円/米ドルの基準相場レート
- $\text{Tax rate}$  = 日本の法人税表面税率
- $\text{ROA} = \left( \frac{\text{営業利益}}{\text{総資産}} \right)$
- $\text{ND} = \text{negative dummy}$   
\* 営業利益が負であるものを 0、0 以上のものを 1 としたダミー変数

$$\cdot TAT = \left( \frac{\text{売上高}}{\text{総資産}} \right)$$

$$\cdot TA = \text{総資産}$$

推計モデル1は *App dummy* 以外はコントロール変数である。

### 7.2.2 推計モデル2

輸出単価と税負担率の関連性を検証するものである。

図7-3は推計モデル2を模式的に表したものである。

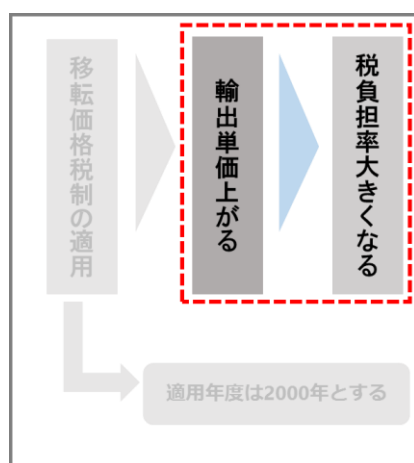


図7-3 推計モデル2の模式図

出典：筆者作成

推計モデル2

$$MoETR_{it} = \beta + \alpha_1 Ex\ price_{it} + \alpha_2 APP\ dummy_t + \alpha_3 Tax\ rate_t + \alpha_4 Exchange\ rate_t + \alpha_5 ROA_i \times ND + \alpha_6 TAT_{it} + \alpha_7 \ln(TA)_{it} + \varepsilon$$

$i$  : 企業  $t$  : 時系列  $\beta$  : 切片  $\alpha$  : 係数  $\varepsilon$  : 誤差項

説明変数の定義

$$\cdot ETR = \frac{\text{法人税} \cdot \text{事業税} \cdot \text{住民税} + \text{法人税等調整額}}{\text{税引前当期純利益}}$$

・ *MoETR* : ETRが0以下となる場合は0、1以上となる場合は1とした変数

推計モデル2は *Ex price* と *APP dummy* 以外はコントロール変数である。

### 7.3 推計モデル1と推計モデル2の関係

推計モデル1では、移転価格税制の適用と輸出単価の関連性を検証する

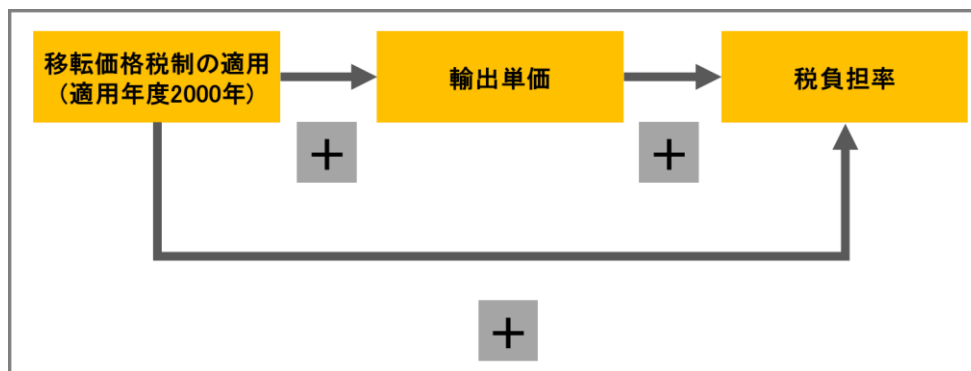


図 7-4 推計モデル全体の模式図

出典：筆者作成

移転価格税制の適用は輸出単価の上昇を通じて税負担率を上げると推定しているが、移転価格税制の適用が直接的に税負担率を上げることも考えられるため、推計モデル2において説明変数に加えている。

## 8 データセットの方法

### 8.1 サンプルの取得

#### 8.1.1 公表財務データ ミクロ・データ

本研究では、2014年3月末日時点で東証一部に上場している企業のうち下記業界を除く一般事業会社を対象とし、1980年度から2004年度までを分析対象としている<sup>7)</sup>。

- ① サービス業
- ② 情報・通信・広告業
- ③ 物流・運輸行
- ④ 金融業
- ⑤ 建設
- ⑥ 不動産業

なお、本研究で使用している財務データは、日経メディアマーケティング株式会社の「日経 NEEDS:社会科学情報検索システム」から入手している。

#### 8.1.2 輸出単価データ マクロ・データ

輸出単価とは、日本から海外へ輸出する際の、各財1個当たりの金額である。

データは総務省統計局ホームページ<sup>6)</sup>から「輸出額—商品分野別 (エ

クセル：29KB)」のファイルを取得する。取得したデータは、財毎に輸出金額と輸出数量が統計されている。輸出単価は、このデータの輸出金額を輸出数量で除して計算している。また、分析対象は1980年から2004年としている。参考として、統計データ一部<sup>10)</sup>を下記表8-1に載せる<sup>8)</sup>

表 8-1 輸出金額統計

18-3 品別輸出数量及び金額 (昭和44年～平成16年)								
18-3 Quantity and Value of Exports by Commodity (1969--2004)								
(単位 金額 昭和53年以前 1,000ドル 昭和54年以降 100万円)								
(Until 1978, in thousands of U.S.dollars. Beginning 1979, in millions of yen)								
年次	魚介類(生鮮)		魚介類の調整品		合成ゴム		鉄鋼の棒・形鋼及び線	
	数量 (トン)	価額	数量 (トン)	価額	数量 (トン)	価額	数量 (トン)	価額
昭和44年 1969	168,071	87,751	241,119	185,685	119,774	43,925	2,112,121	258,247
45 1970	183,346	102,928	274,052	213,919	192,461	64,789	2,334,441	349,843
46 1971	196,201	115,713	272,923	223,613	261,240	84,117	3,448,174	474,022
47 1972	267,333	189,020	289,383	259,972	263,004	86,909	3,132,362	464,411
48 1973	339,576	268,703	259,503	261,486	267,568	107,266	3,635,580	693,555
49 1974	320,784	242,245	238,693	300,127	231,721	175,817	7,068,271	2,164,912
50 1975	190,610	155,002	274,513	290,634	244,617	174,408	6,222,462	1,577,476
51 1976	232,112	239,196	276,332	359,182	271,757	199,280	9,389,147	2,085,916
52 1977	184,168	207,314	245,336	346,349	297,076	231,972	7,570,553	1,814,935
53 1978	199,381	235,450	267,931	385,683	274,164	242,412	6,205,382	1,901,148

出典：総務省統計系局

<http://www.stat.go.jp/data/chouki/zuhyou/18-01-b.xls>

2015.6.12.15:24

## 8.2 データベースの作成方法

本研究においては、公表財務データ(ミクロ・データ)と統計データ(マクロ・データ)を組み合わせデータベースを作成する。以下ではその作成方法を記す。公表財務データは企業を業種で分類している。業種区分は、総務省が定める、日本標準産業分類の大分類<sup>11)</sup>を基準として、証券コード協議会における業種区分によって区分されている。区分は図8-1に示す通り、大分類、中分類、小分類の3つの階層に区分されている。この区分された業種と統計データに統計されている財をマッチングさせてデータベースを作成する。図8-2はその一例である。

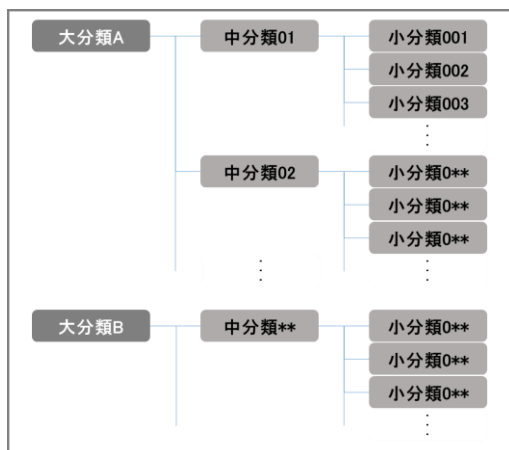


図 8-1 公表財務諸表の業種区分  
出典：筆者作成

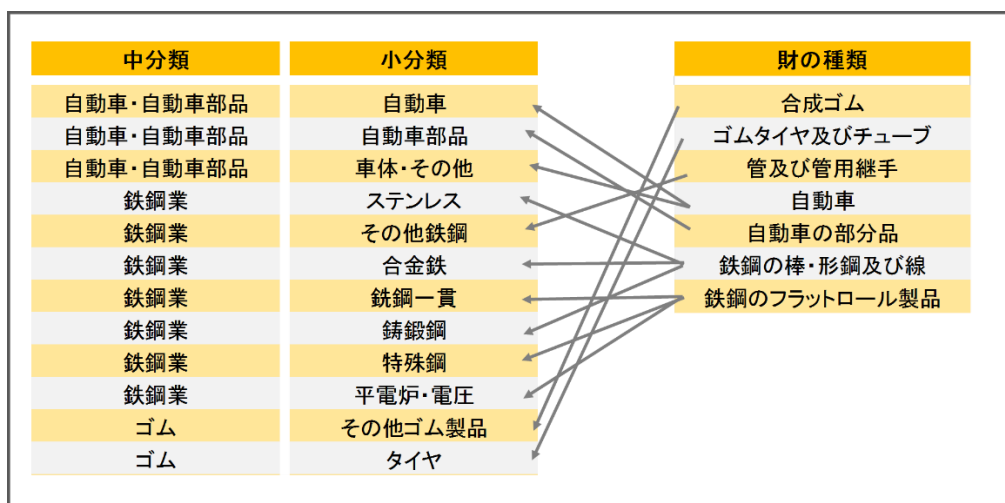


図 8-2 公表財務諸表(マイクロ・データ)と統計データ(マクロ・データ)のマッチングの一例  
出典：筆者作成

下記、図 8-3 は公表財務データの業種区分と統計データのマッチング結果である。

NO	公表財務データ(マクロ・データ)		統計データ(マイクロ・データ)
	中分類	小分類	財の種類
1	ゴム	その他ゴム製品	合成ゴム
2	ゴム	タイヤ	ゴムタイヤ及びチューブ
3	その他製造業	楽器	音響機器
4	パルプ・紙	その他パルプ・紙	紙及び板紙
5	パルプ・紙	大手製紙	紙及び板紙
6	医薬品	医家向医薬品	抗生物質
7	医薬品	大手医薬品	抗生物質
8	化学工業	その他化学	無機化合物
9	化学工業	塩素・ソーダ	無機化合物
10	化学工業	化粧品・歯磨	化粧品
11	化学工業	合成樹脂	塩化ビニール樹脂
12	化学工業	石油化学	ポリエチレン
13	化学工業	大手化学	ポリエチレン
14	化学工業	塗料・インキ	塗料類
15	機械	その他機械	印刷機械及び製本機械
16	機械	軸受	ベアリング及び同部分品
17	自動車・自動車部品	自動車	自動車
18	自動車・自動車部品	自動車部品	自動車の部分品
19	自動車・自動車部品	車体・その他	自動車の部分品
20	食品	その他食品	魚介類の調整品
21	食品	飼料	魚介類の調整品
22	食品	食油	魚介類の調整品
23	食品	製粉	魚介類の調整品
24	食品	調味料	魚介類の調整品
25	水産	水産	魚介類(生鮮)
26	精密機器	カメラ	写真機
27	精密機器	計器・その他	半導体等電子部品
28	繊維	その他繊維	人造繊維
29	繊維	化合織	合成繊維系
30	繊維	絹紡績	織物用糸

次ページに続く

NO	公表財務データ(マクロ・データ)		統計データ(マイクロ・データ)
	中分類	小分類	財の種類
31	繊維	繊維二次加工	織物
32	繊維	綿紡績	織物用糸
33	繊維	毛紡績	織物用糸
34	造船	造船	船舶
35	鉄鋼業	ステンレス	管及び管用継手
36	鉄鋼業	その他鉄鋼	鉄鋼のフラットロール製品
37	鉄鋼業	合金鉄	鉄鋼の棒・形鋼及び線
38	鉄鋼業	銑鋼一貫	鉄鋼の棒・形鋼及び線
39	鉄鋼業	鑄鍛鋼	鉄鋼のフラットロール製品
40	鉄鋼業	特殊鋼	鉄鋼の棒・形鋼及び線
41	鉄鋼業	平電炉・電圧	鉄鋼のフラットロール製品
42	電気機器	その他電気機器	音響・映像機器の部分品
43	電気機器	含音響機器)	映像機器
44	電気機器	自動車関連	自動車の部分品
45	電気機器	制御機械	# 電算機類(含周辺機器)
46	電気機器	総合電気	映像機器
47	電気機器	含通信機部品)	ラジオ受信機
48	電気機器	電子部品	半導体等電子部品
49	非鉄金属及び金属製品	含ダイカスト)	アルミニウム及び同合金
50	非鉄金属及び金属製品	その他金属製品	銅及び同合金
51	非鉄金属及び金属製品	その他精錬	管及び管用継手
52	非鉄金属及び金属製品	大手精錬	管及び管用継手
53	非鉄金属及び金属製品	電線・ケーブル	絶縁電線及び絶縁ケーブル
54	窯業	カーボン・その他	陶磁器
55	窯業	ガラス	陶磁器
56	窯業	耐火煉瓦	陶磁器
57	窯業	陶器	陶磁器

図 8-3 公表財務諸表(マイクロ・データ)と統計データ(マクロ・データ)のマッチング結果

出典：筆者作成

9 分析結果

9.1 使用する変数の記述統計

下記表 9-1 に推計モデル 1 の記述統計を示す。

表 9-1 推計モデル 1 の記述統計

	平均	標準偏差	サンプル・サイズ
<i>ln(Ex price)</i>	-1.040	1.872	19794
<i>APP dummy</i>	0.270	0.443	19794
<i>Tax rate</i>	0.472	0.047	19794
<i>Exchange rate</i>	142.5	44.9	19794
<i>ROA*ND</i>	0.260	1.187	19794
<i>TAT</i>	1.085	0.487	19794
<i>ln(TA)</i>	10.333	1.531	19794

出典：筆者作成

下記表 9-2 に推計モデル 2 の記述統計を示す。

表 9-2 推計モデル 2 の記述統計

	平均	標準偏差	サンプル・サイズ
<i>MoETR</i>	0.469	0.214	19791
<i>Ex price</i>	10.846	115.2	19791
<i>App dummy</i>	0.270	0.443	19791
<i>Tax rate</i>	0.5	0.0	19791
<i>Exchange rate</i>	142.5	44.9	19791
<i>ROA*ND</i>	0.260	1.187	19791
<i>TAT</i>	1.085	0.487	19791
<i>ln(TA)</i>	10.334	1.530	19791

出典：筆者作成



## 9.2 推計結果

### 9.2.1 推計モデル1

推計モデル1の結果を表9-3および表9-4にまとめる。

表9-3より、各変数の相関関係は下記の変数間で高くなっているが、表9-4より各VIFの値が10以下であるため、変数の有意差検定は意味がるものとなる。

- ① 日本の法人税表面税率と移転価格税制適用ダミー
- ② 為替レートと日本の法人税表面税率
- ③ 為替レートと総資産の対数

検定結果は輸出単価と移転価格税制適用ダミーの関係は、正で有意(1%水準)となっていることから、「移転価格税制の適用は輸出単価を増加させる」という仮説は指示された。

表 9-3 推計モデル1の相関関係

	<i>ln(Ex price)</i>	<i>APP dummy</i>	<i>Tax rate</i>	<i>Exchange rate</i>	<i>ROA*ND</i>	<i>TAT</i>	<i>ln(TA)</i>
<i>ln(Ex price)</i>	1.000						
<i>APP dummy</i>	0.015	1.000					
<i>Tax rate</i>	0.040	-0.851	1.000				
<i>Exchange rate</i>	0.087	-0.362	0.511	1.000			
<i>ROA*ND</i>	0.004	-0.100	0.012	0.046	1.000		
<i>TAT</i>	0.106	-0.199	0.256	0.300	0.119	1.000	
<i>ln(TA)</i>	-0.042	-0.007	0.001	-0.600	-0.250	-0.228	1.000

出典：筆者作成

表 9-4 推計モデル1の有意水準

	予測符号	標準化係数	t値	VIF
定数項			-3.891 ***	
<i>APP dummy</i>	+	0.037	2.696 ***	3.736
<i>Tax rate</i>	+	-0.034	-2.273 **	4.425
<i>Exchange rate</i>	?	0.090	10.575 ***	1.451
<i>ROA*ND</i>	?	-0.016	-2.144 **	1.072
<i>TAT</i>	?	0.092	12.038 ***	1.181
<i>ln(TA)</i>	?	-0.02	-2.622 ***	1.118
調整済決定係数	0.018			
サンプル・サイズ	19794			

\*\*\*有意水準 1%、\*\*有意水準 5%、\*有意水準 10%

出典：筆者作成

9.2.2 推計モデル2

推計モデル2の結果を表9-5、表9-6にまとめる。

表9-5より、各変数の相関関係は下記の変数間で高くなっているが、表9-6より各VIFの値が10以下であるため、変数の有意差検定は意味がるものとなる。

- ① 日本の法人税表面税率と移転価格税制適用ダミー
- ② 為替レートと日本の法人税表面税率
- ③ 為替レートと総資産の対数

税負担率と輸出単価の関係は、負に有意(1%水準)となっているので、「輸出金額の増加は税負担率を増加させる」という仮説は指示されず、仮説とは逆に有意となった。また、税負担率と移転価格税制適用ダミーの関係は正に有意(1%水準)となっているので、「移転価格税制の適用は税負担率を増加させる」という仮説は指示された。

下降局面である表面税率をコントロールしているが、輸出単価と税負担率の関係は負に有意である。輸出単価、移転価格税制適用ダミーおよび法人税率の標準化係数は下記のようになっており、法人税率が一番大きい。一方で輸出単価が一番小さく、税負担率に与える影響が小さいことがわかる。

- ・ 輸出単価：-0.043
- ・ 移転価格税制適用ダミー：+0.064
- ・ 法人税率：+0.088

表 9-5 推計モデル2の相関関係

	<i>MoETR</i>	<i>Ex price</i>	<i>App dummy</i>	<i>Tax rate</i>	<i>Exchange rate</i>	<i>ROA*ND</i>	<i>TAT</i>	<i>ln(TA)</i>
<i>MoETR</i>	1.000							
<i>Ex price</i>	-0.016	1.000						
<i>App dummy</i>	-0.048	-0.018	1.000					
<i>Tax rate</i>	0.039	-0.851	0.021	1.000				
<i>Exchange rate</i>	0.023	-0.362	0.029	0.511	1.000			
<i>ROA*ND</i>	-0.034	-0.010	-0.060	0.012	0.046	1.000		
<i>TAT</i>	0.076	0.199	-0.048	0.256	0.300	0.119	1.000	
<i>ln(TA)</i>	-0.057	-0.060	0.039	0.000	-0.060	-0.250	-0.228	1.000

出典：筆者作成

表 9-6 推計モデル2の有意水準

	予測符号	標準化係数	t値	VIF
(定数)			10.254 ***	
<i>Ex price</i>	+	-0.043	-6.066 ***	1.005
<i>App dummy</i>	+	0.064	4.674 ***	3.735
<i>Tax rate</i>	+	0.088	5.953 ***	4.424
<i>Exchange rate</i>	?	-0.018	-2.127 **	1.452
<i>ROA*ND</i>	?	-0.055	-7.511 ***	1.072
<i>TAT</i>	?	0.063	8.232 ***	1.184
<i>ln(TA)</i>	?	-0.055	-7.399 ***	1.119
調整済決定係数	0.014			
サンプル・サイズ	19791			

\*\*\*有意水準 1%、\*\*有意水準 5%、\*有意水準 10%

出典：筆者作成

### 9.3 推計結果の解釈

本節では、推計モデル1と推計モデル2の結果をまとめる。

仮説は、「移転価格税制の適用は輸出単価の上昇を通じて税負担率を上昇させる」であったが、分析結果は「移転価格税制の適用は、輸出単価は上昇させるが、輸出単価の上昇は税負担率に対して負の相関がある」また、「移転価格税制の適用は税負担率を直接上昇させる」上記2点が明らかになった。しかし、下降局面である表面税率をコントロールしても、輸出単価の上昇が税負担率を下げるという結果となった。しかし、これは論理的に矛盾がある。輸出単価の上昇は日本での利益が上がり、海外の利益が減少するため、税負担率は増加するはずである。これは、輸出単価以外に税負担率を下げている要因があると考えられる。

以下ではその要因について、事例を用いて考察する。

## 10 考察

### 10.1 事例研究 本田技研工業株式会社

本田技研工業株式会社(以下ホンダとする)は本田宗一郎が1946年(昭和21年)に本田技術研究所を起業し、後に本田技研工業へ改組した。オートバイ、自動車、航空機、汎用製品(耕耘機・芝刈機・除雪機・発電機・船外機・太陽電池など)の製造および販売を主業務としている。北米では大

衆車ブランドの“honda”と高級車ブランドの“acura”（アキュラ）で展開しており、大衆車では大きなシェアを占める。北米における売上げは大きな収入源となっている。日本では販売していないATVやパーソナルウォータークラフトなども取り扱っている<sup>13)</sup>。

ホンダの中国展開は、1973年（昭和48年）に本田宗一郎が自ら訪中して中国展開を決意し、二輪車の輸出を始めた。1982年（昭和57年）には重慶市のメーカーと技術提携して現地での二輪車部品生産を開始。1992年（平成4年）には重慶市、広州市ならびに天津市に合弁企業による二輪車生産工場を設立。本格的な四輪車の販売へ乗り出すべく、1993年（平成5年）には香港にHonda Motor Chinaを設立した。当時は現地生産車ではなく輸入車のみではあったが、中国での販売とアフターサービスを行った。本格的な四輪車の生産は1994年（平成6年）に、東風汽車（武漢）との合弁で設立した東風本田零部件有限公司で始まった。1998年（平成10年）には広州汽車（広州）と合弁し、それまでの合弁相手だったプジョーが撤退した後の工場をそのまま譲り受け、アコードやフィットなどの生産を始めた。プジョーと合弁していた時代からの従業員を本田流に指導し、高品質の製品が作り出されるようになった。今では広州本田だけで年産24万台に発展し、広州市のパトカーにもホンダ車が使われている<sup>9)</sup>。下記図8-1は日本と海外の生産数量を示した図である。図10-1からもわかる通り、1990年代後半から、国内での生産が減少し海外での生産が増加している。

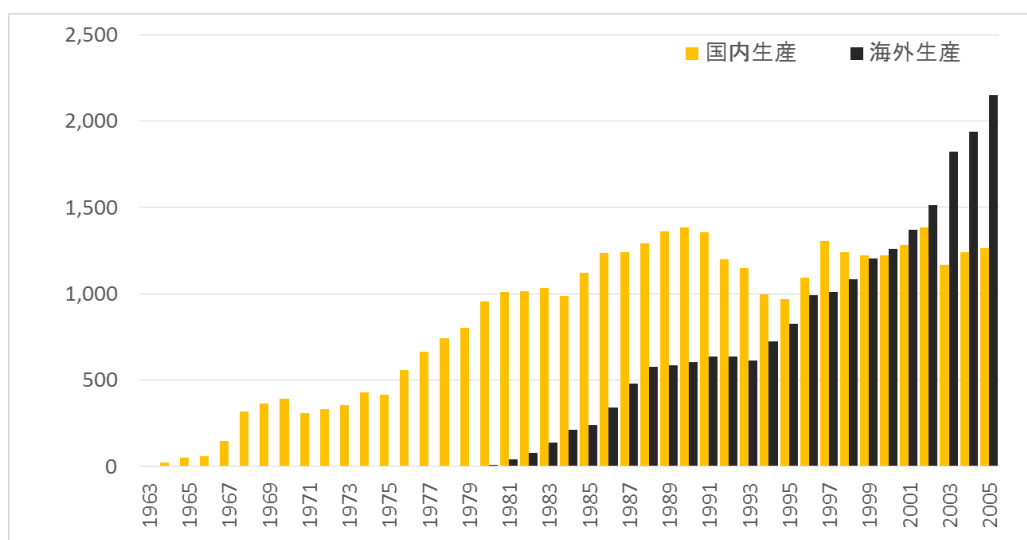


図 10-1 本田技研工業株式会社の海外生産推移  
 出典：本田技研工業株式会社のHPを参考に筆者が作成

一方で、法人税の表面税率は下降トレンドではあるが大きな変化はない。しかし、2000年以降、ホンダの税負担率(ETR)は大きく下がっている。図10-2に表面税率とホンダの税負担率(ETR)の関係を示す。以下では、税負担率(ETR)が下がっている原因について検証する。

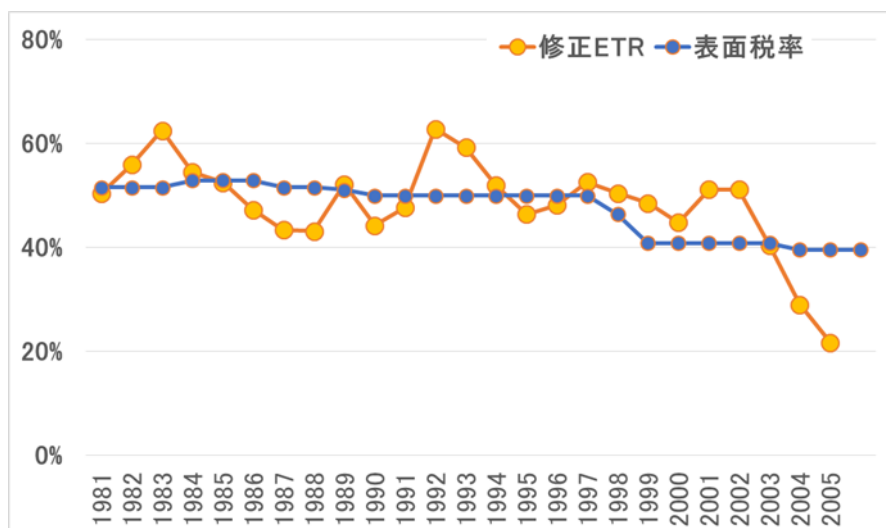


図 10-2 本題技研工業株式会社の修正 ETR と表面税率の推移  
出典：筆者作成

下記図 10-3 は、ホンダの 1998 年から 2005 年までの表面税率と税負担率である。表面税率と税負担率には差がある。その差の内容は、税効果分と各種税制による控除分が含まれる。

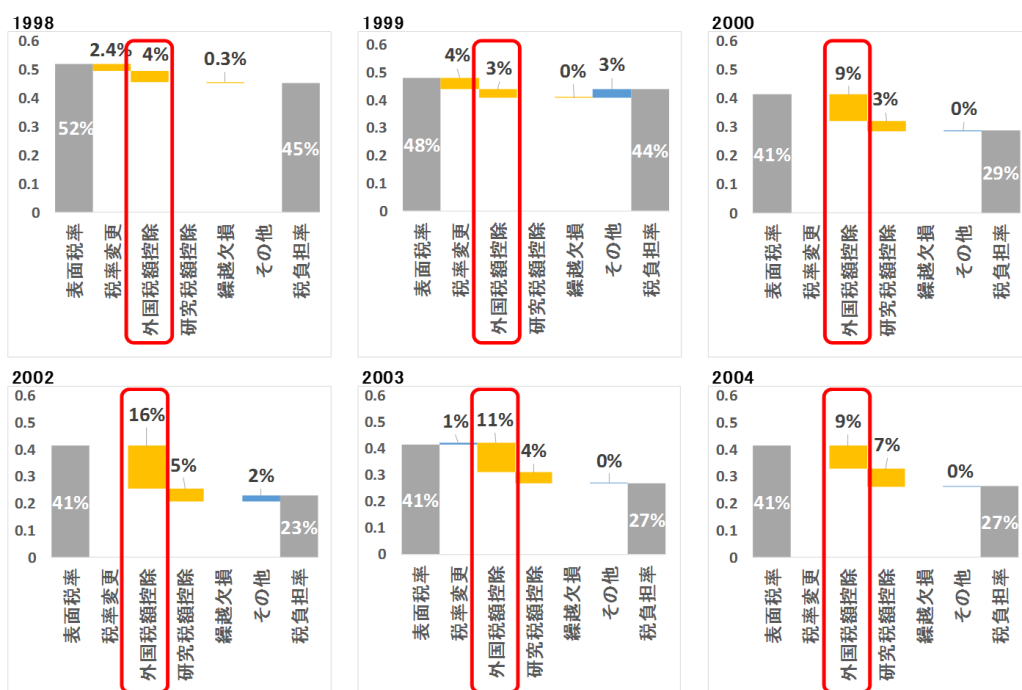


図 10-3 本田技研工業株式会社の表面税率と税負担率の推移  
出典：筆者作成

2000年以降、外国税額控除が大きくなっている。これは、1990年代後半から海外生産・海外販売が大きくなっていることが原因であると考えられる。下記図 10-4 は日本と海外の売上高、利益、生産の比率を表したものである。

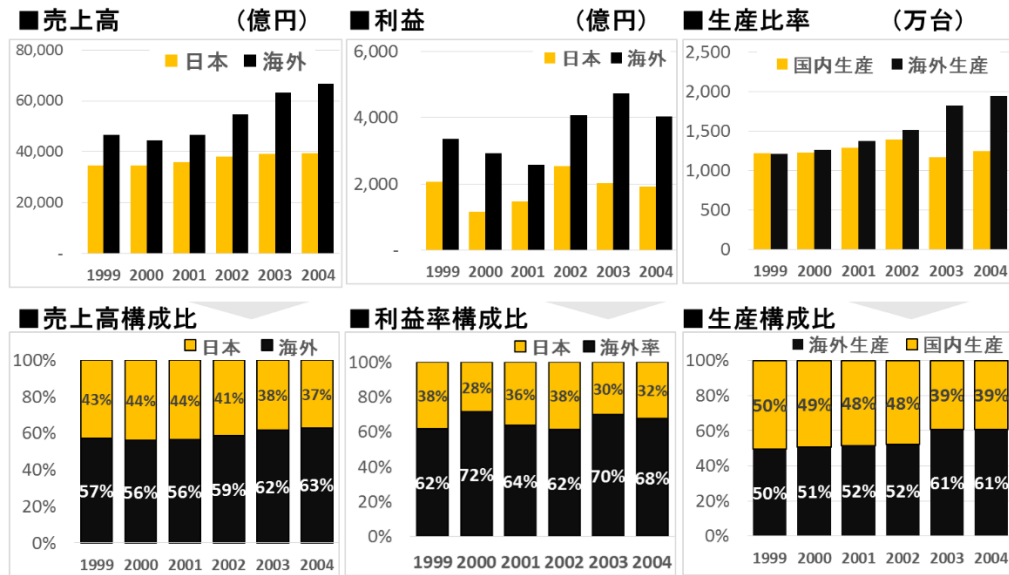


図 10-4 本田技研工業株式会社の海外売上高、利益、生産の推移  
出典：筆者作成

まとめると、ホンダは 1990 年代後半から軽課税国での生産・販売が増え、外国税額控除によって税負担率が下がっていることがわかる。

## 10.2 外国税額控除

本節では、外国税額控除の仕組みについて説明する。

外国税額控除とは、国際的な二重課税を調整する目的で、外国で納付した外国税額を一定の範囲で税額から控除する仕組みである。日本の居住者や内国法人が稼得した所得は、原則として、国内源泉所得のみならず、国外源泉所得まで含めたいわゆる「全世界所得」に対して所得税ないし法人税が課されることになる。そのため国外での取引等により相手国で課税の対象となる所得を有することになった場合、当該居住者ないし内国法人は、同一の所得に対して日本および相手国の双方で課税を受けることになる。この二重課税を排除するための制度が外国税額控除である。一般に、国際的な二重課税を排除する方法としては、この外国税額控除方式の他、国外所得免除方式（国外源泉所得の課税につき、居住国で課税対象としないこととする方式）があるが、日本では原則として外国税額控除方式を制度として採用している（所得税法 95 条、法人税法 69 条）<sup>14)</sup>。

外国税額控除制度により控除できる外国所得税（外国法人税）の限度額は、次のとおりである。（一括方式）

$$\text{各課税年度(事業年度)の所得に対する所得(法人)税額} \times \frac{\text{各課税年度(事業年度)の国外所得金額}}{\text{各課税年度(事業年度)の全世界所得金額}}$$

また外国税額控除の対象となる外国所得税（外国法人税）とは、原則として外国の法令に基づき外国またはその地方公共団体により個人（法人）の所得を課税標準として課される税のことである。

外国税額控除で控除できる限度額の算出は、外国またはその地方公共団体により個人（法人）の所得を課税標準として課される税率を考慮せず、「個人(法人)の所得」のみである。つまり、非課税国や軽課税国での所得によって、税負担率を軽くすることができる。ホンダの例ではこの仕組みによって、税負担率を下げている。

## 11 結論と今後の課題

### 11.1 結論

本研究では、移転価格税制の適用が企業行動にどのような影響を与え、その結果、税負担率がどのように変化するかを検証してきた。立てた仮説の検証によって明らかになったのは、第1に、2000年を移転価格税制の適用年度とした場合、適用によって企業は輸出単価を上げていることである。これは、グループ企業の内部取引価格を独立企業間価格（独立した第三者との取引価格）とすることを促進し、租税回避を排除するという、移転価格税制の本来の目的を果たしていると考えられる。第2に、2000年以降の輸出単価の上昇は税負担率を上げる要因ではあるがその影響は小さい。つまり2000年度以降は別の要因が税負担率を下げていることになる。事例として、ホンダでは1990年代後半から海外での特に軽課税国での販売・生産が増えたことによって、海外での所得が増加し、外国税額控除によって税負担率が軽くなっていることがわかる。これらから、筆者の仮説である、「移転価格税制の適用は輸出単価の上昇を通じて税負担率を上げている」という仮説は指示されず、適用によって輸出単価は上げるが、税負担率は別の企業行動によって対策を行っていると考えられる。

この結果をもう少し掘り下げて考える。そもそもなぜ移転価格税制が制定・施行されたのかを考えると、グローバル化である。1990年代に入ってグローバル化が急進展した理由は、ヒトやモノの移動費用が大幅に安くなったこと、そして情報通信技術の進歩により、情報伝達が高速化しコストも下がったことである。この結果、グローバルにヒト・モノ・カネが動くようになった。これに合わせて企業もグローバル化が進み、海外に自社の



拠点(連結子会社)を作り活動する企業が増えた。このような状況から、移転価格による租税回避行動が目立つようになり、移転価格税制が制定・施行されたのである。よって、ホンダの例は、すべての企業に当てはまるわけではないが、その他の企業の企業行動も同様であると考えられる。

## 11.2 今後の課題

一つ目は、本研究の対象期間が1980年から2004年であるためそれ以降の実証分析が出来ていない。外国税額控除に関しては2009年に廃止し、その代わりに外国子会社配当益金不算入制度を導入した。海外子会社からの受取配当金を益金不算入とし、企業が海外で得た収益を国内に還流し易い制度になった。この制度により、外国税額控除制度を活用した節税スキームは有効性を狭められている。

二つ目は、本田の事例では、外国税額控除が税負担を下げる要因であったが、その他企業の状況を調査できていない。業界毎に調査を行うと傾向を見出せる可能性がある。

## 12 補論 判例研究詳細 本田技研工業株式会社

### 12.1 はじめに

移転価格税制の課税では、「公正な取引価格はいくらか」「利益の算定方法は適切か」などの解釈が争点になることが多く、国税側と企業の主張が対立しやすい。ホンダの判例を研究し、どの点で主張が対立し何が問題となるかを考察する。

裁判年月日：平成27年5月13日

裁判所名：東京高裁

裁判区分：判決

事件番号：平26(行コ)347号

事件名：法人税更生処分等取消請求控訴事件

裁判結果：棄却

上訴等：確定

文献番号：2015WLJPCA05136001

原告、被控訴人：本田技研工業株式会社

### 12.2 事実の概要

内国法人である本田技研工業株式会社(以下「X」という)が、ブラジル連邦共和国(以下「ブラジル」)に設置されたマナウス自由貿易地域(以下「マナウスフリーゾーン」)で自動二輪車の製造及び販売事業を行っている

同国法人 A 社及びその会社との間で、自動二輪車の部品等の販売及び技術支援の役務提供取引（以下「本件国外関連取引」）を行い、それにより支払を受けた対価の額を収益の額に算入して、法人税の確定申告を行っていた。Y（税務署長、被告、控訴人）は、平成 16 年 6 月 29 日付で平成 10 年 3 月期、平成 11 年 3 月期、平成 13 年 3 月期、平成 14 年 3 月期について、また、平成 18 年 3 月 28 日付で平成 15 年 3 月期について、当時の租税特別措置法（以下「措置法」）66 条の 4 第 1 項の国外関連者との取引に係る課税の特例（以下「移転価格税制」）を適用して、各事業年度の所得金額に残余利益分割法により算定した独立企業間価格と本件国外関連取引の対価の額との差額 5 期計約 265 億円を加算して、法人税の更正及び過少申告加算税賦課決定を行った。X は異議申立てを経て訴訟に及んだ。X は、A 社及びその子会社がマナウスフリーゾーンで事業活動を行うことにより享受している税制上の利益（以下「マナウス税恩典利益」）が、本来 A 社等が事業活動を行う市場の条件に基づくものであるから A 社等に帰属するものであるにもかかわらず、X にも配分されることを前提としている点、X の貢献を過大評価している点で本件移転価格課税は違法であると主張した。原判決（東京地判平成 26・8・28 裁判所 HP）では、「本件更正等は、マナウス税恩典利益が A 社等に属することの影響を考慮せずに残余利益分割法を適用して算定した本件独立企業間価格に基づくものであるところ、本件国外関連取引の対価が独立企業間価格に満たないとの立証があるとは認められないから、その余の点について判断するまでもなく違法である」として X の請求を認容したことから、Y はこれを不服として控訴した。

## 12.3 控訴の趣旨

### 12.3.1 主位的

- I 原判決を取り消す。
- II 被控訴人の請求をいずれも棄却する。

### 12.3.2 予備的その 1

原判決主文第 1 項ないし第 4 項を次のとおり変更する。

- I 処分行政庁が被控訴人に対し平成 16 年 6 月 29 日付けでした被控訴人の平成 9 年 4 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日までの事業年度の法人税の更正（ただし、平成 19 年 7 月 9 日付け異議決定による一部取消し後のもの。以下「本件更正 1」という。）のうち納付すべき税額 508 億 7211 万 9300 円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定（ただし、上記異議決定による一部取消し後のもの。以下「本

件賦課決定 1」といい、本件更正 1 と併せて「本件更正等 1」という。)のうち過少申告加算税の税額 2 億 4972 万 5000 円を超える部分を取り消す。

- II 処分行政庁が被控訴人に対し平成 16 年 6 月 29 日付けでした被控訴人の平成 10 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日までの事業年度の法人税の更正(以下「本件更正 2」という。)のうち納付すべき税額 485 億 8414 万 4800 円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定(以下「本件賦課決定 2」といい、本件更正 2 と併せて「本件更正等 2」という。)のうち過少申告加算税の税額 1 億 6353 万 9000 円を超える部分を取り消す。
- III 処分行政庁が被控訴人に対し平成 16 年 6 月 29 日付けでした被控訴人の平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの事業年度の法人税の更正(以下「本件更正 3」という。)のうち納付すべき税額マイナス(還付金の額に相当する税額) 16 億 1275 万 2821 円を下回る部分及び過少申告加算税賦課決定(以下「本件賦課決定 3」といい、本件更正 3 と併せて「本件更正等 3」という。)のうち過少申告加算税の税額 1462 万 2000 円を超える部分を取り消す。
- IV 処分行政庁が被控訴人に対し平成 16 年 6 月 29 日付けでした被控訴人の平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの事業年度の法人税の更正(以下「本件更正 4」という。)のうち納付すべき税額 66 億 6500 万 8100 円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定(以下「本件賦課決定 4」といい、本件更正 4 と併せて「本件更正等 4」という。)のうち過少申告加算税の税額 175 万 7000 円を超える部分を取り消す。

### 12.3.3 予備的その 2

原判決主文第 1 項、第 2 項及び第 4 項を次のとおり変更する。

- I 本件更正 1 のうち納付すべき税額 499 億 6892 万 5500 円を超える部分及び本件賦課決定 1 のうち過少申告加算税の税額 1 億 5940 万 6000 円を超える部分を取り消す。
- II 本件更正 2 のうち納付すべき税額 478 億 0184 万 0700 円を超える部分及び本件賦課決定 2 のうち過少申告加算税の税額 8530 万 9000 円を超える部分を取り消す。
- III 本件更正 4 のうち納付すべき税額 66 億 6649 万 9000 円を超える部分及び本件賦課決定 4 のうち過少申告加算税の税額 190 万 6000 円を超える部分を取り消す。

#### 12.3.4 主位的、各予備的共通

訴訟費用は、第1、2審を通じ、被控訴人の負担とする。

### 12.4 訴訟における当事者の主張

#### 12.4.1 残余利益分割法の基本的利益の額の算定

残余利益分割法の基本的利益の額の算定における検証対象法人と比較対象法人との間の事業活動を行う市場の類似性の判断は、総費用営業利益率に基づき行われるべきところ、マナウス税恩典利益の享受の有無は、総費用営業利益率に重要な影響を与えるものではない。仮に与えているとしても、重要な無形資産の寄与によるところが大きいものである。したがって、マナウス税恩典利益の享受は、本件におけるHDA社等と本件のブラジル側比較対象企業との間の市場の類似性を否定するものではない。

原判決は、要旨以下のとおり判示する。

マナウス税恩典利益を享受する法人は、その輸入税（連邦税）及びI CMS（州税）の負担が減免され、それにより売上原価が低減して、利益を増大させることができる。そうするとマナウス税恩典利益を享受している検証対象法人と、マナウス税恩典利益を享受していない比較対象法人とでは、市場の類似性はない。

本件でも、マナウス税恩典利益の享受がHDA社等の営業利益に大きな影響を及ぼしたことは明らかであるのに対し、控訴人がブラジル側比較対象法人としたブラジル側比較対象企業は、いずれもマナウスフリーゾーン外で事業をしており、マナウス税恩典利益を享受していないのであるから、両者の間に市場の類似性はなく、HDA社等との比較可能性を欠く。控訴人が、そのことについて何らの差異調整をしないまま、ブラジル側比較対象企業に基づきブラジル側基本的利益を算定し、本件独立企業間価格を算定したことは誤りである。

しかし、上記判断には誤りがある。

まず、残余利益分割法は、基本三法が使えない場合に適用される最後の手段（ラストリゾート）であるから（措置法66条の4第2項1号ニ及び2号ロ）、その基本的利益の算定において、比較対象法人に求められる比較可能性の程度は、基本三法におけるそれより緩やかなものであり、検証対象法人と比較対象法人との間の市場の類似性を否定する理由となる差異は、比較の信頼性に重要な影響を与えることが客観的に明らかな差異に限られるべきである。

基本的利益の額の算定上、事業活動を行う市場の類似性の判断は、マナウス税恩典の利益の多寡や営業利益に占める割合ではなく、総費用営業利益率で判断すべきである。そして、以下の理由から、マナウス税恩典は、ブラジル側比較対象企業の総費用営業利益率に重要な影響を与えることが明らかであるとはいえない。

- (ア) マナウス税恩典は、輸入税や I CMS の減免により売上原価の低減をもたらすものの、その低減額は、部品の輸入割合の多寡や、アマゾナス州以外の州からの部品や原材料の購入額の多寡といったような事業形態等により大きく異なるものである。
- (イ) マナウス税恩典は、各種拋出金等の支出を伴う。また、マナウスはブラジル北部の、アマゾンの奥地にあり、主要な大都市が集中するブラジル南東部はもちろん、ブラジル第 3 の人口を有する都市のある北東部からも遠隔の地にあつて、マナウスフリーゾーンで操業することにより物流コスト及び保険料（物流コスト等）の増加がもたらされる。これは総費用営業利益率を低下させる。HDA 社等の物流コスト等の割合が高くないとしても、それは事業規模が大きいため大量輸送により費用効率が高められたためであり、重要な無形資産を有さず、一定の事業規模を達成できない法人には当てはまらない。
- (ウ) マナウス税恩典利益を享受する企業は、中長期的な視点から、通常、市場シェアの拡大や維持を目指すという目的で、それを販売価格の低減に用いることが合理的に予測される。すなわち、マナウス税恩典利益は消費者に移転されることになり、これも総費用営業利益率を低下させる要素となる。現に、マナウス税恩典利益を享受している企業の最終製品は、そうでない企業の製品より約 3 割は安いとされている。マナウス税恩典利益は事業規模に応じて増加するものであることから、現に HDA 社等も、インフレーションが進む中でも販売価格を据え置くなどして、本件製品の販売量を増加させる事業戦略を採用してきた。
- (エ) 控訴人が現実に調査したところによると、マナウスフリーゾーン内に所在する法人であっても、その総費用営業利益率が、マナウスフリーゾーン外の法人のそれを常に下回っている例があることが判明した。また、マナウスフリーゾーン内に所在する各法人において、法人ごと、事業年度ごとに総費用営業利益率は千差万別であり、規則的な影響はなかった。さらに、マナウスフリーゾーン内に所在する法人と、そうでない法人との間で、それぞれ

の総費用営業利益率の中位値の較差もわずかであった。

(オ) 仮に、マナウス税恩典が総費用営業利益率に重要な影響を与えているとしたら、それは、重要な無形資産の寄与によるものであり、基本的利益の算定における検証対象法人と比較対象法人との間の市場の類似性を否定するものではない。すなわち、マナウス税恩典利益の多寡は、その仕組みから事業の規模と正の相関関係にあるところ、重要な無形資産を有しない法人の製品が、短期的にはともかく、長期にわたって市場からの支持を受けて事業の規模を拡大維持することはできない。重要な無形資産こそが、事業の規模を拡大維持させ、享受するマナウス税恩典利益を増加させ、もって総費用営業利益率の向上に重要な影響を与えるものである。現に、マナウス税恩典利益を受けて自動二輪車市場で事業を行い、かつ重要な無形資産を有しない企業の1つは、平成17年から販売台数及び販売シェアを急速に伸ばしたものの、平成21年には大幅に販売台数が落ち（ただしこの年は自動二輪車の総生産台数が大幅に減少している。）、自動二輪車の総生産台数が増加傾向になった後も同社は販売台数を減らしたという事実がある。

(カ) 以上のとおり、重要な無形資産の存在が、マナウス税恩典利益の拡大、ひいては総費用営業利益率の向上に重要な影響を与えている以上、マナウス税恩典利益は、残余利益分割法の性質上残余利益として観念すべきであり、その反面、マナウス税恩典利益を基本的利益の算定において考慮して、検証対象法人と比較対象法人との間の市場の類似性を否定することは相当でない。

#### 12.4.2 当審における予備的主張1及び2

上記のとおり、本件においてマナウス税恩典利益の享受の有無につき差異調整をする必要はない。

しかし、控訴人は、予備的に、以下のとおり総費用営業利益率の差について差異調整をするなどした上での、本件各更正等の一部取消しの主張をする。

#### 12.4.3 予備的主張その1

マナウス税恩典利益の影響を受けている状態のHDA社等の総費用営業利益率（X）と、そうでない状態の総費用営業利益率（Y）から、マナウス税恩典利益がHDA社等の総費用営業利益率に与えている影響度（Z）を求める。Xは、HDA社等の営業利益（＝売上－総

費用)を、総費用(=原価+販売管理費)で除した数値である。Yは、上記の「(営業利益=売上-総費用) / (総費用=原価+販売管理費)」の数式において、売上に関しては、その増加要因としてICMS税額免除及びICMS税減免があり、低減要因として各種拠出金等(FMPE等)があり、また、原価において、その増加要因として物流コスト等があり、低減要因としてICMSみなし仕入税額控除及び輸入税の軽減があるので、これらの影響を排除して計算した数値となる。Zは、XをYで除した数値とする。このZを、マナウス税恩典利益を受けていない状態である本件のブラジル側基本的利益率に乗じると、マナウス税恩典利益を受けている状態のブラジル側基本的利益率となる。この差異調整後のブラジル側基本的利益率に、HDA社等の総費用から重要な無形資産の価値の指標となる費用の額を控除した額を掛け合わせると、差異調整後のHDA社等の基本的利益の額が算出される。以上に基づき計算すると、原判決主文第1項ないし第4項は、前記第1の「予備的その1」のとおり変更されるべきである。

#### 12.4.4 予備的主張その2

仮に、被控訴人が原審で主張する、マナウス税恩典利益の全額を、ブラジル側基本的利益の額に加算する方法(なお、これは、残余利益分割法における差異調整として法令の規定に整合しないものである。)を採用したとしても、前記第1の「予備的その2」のとおり、原判決は一部変更されることになる。

#### 12.4.5 被控訴人の反論に対する再反論

控訴人の予備的主張1及び2は、違法な理由の差し替えに該当しない。

課税処分取消訴訟の訴訟物は処分の違法性一般であり、当該課税処分によって確定した税額(租税債務)が、総額において租税実体法によって客観的に定まっている税額を超えていないか否かを審理の対象とするものであって、処分時と異なる理由を控訴人が主張しても、処分の同一性は失われず、青色申告者に対する更正処分に更正の理由の付記を求めた法(法人税法130条2項、所得税法155条2項)の趣旨に反しない理由の差し替えは認められる。

本件でも、残余利益分割法を採用していること、比較対象法人として、同一のブラジル側比較対象企業を用いていることには変わりなく、予備的主張1及び2で控訴人が主張した事実関係は、本件各更正

等における事実（ブラジル側比較対象企業の基本的利益の額の算定）と直接関係する、いわば本件各更正等の延長上にある。また、いずれも、「国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないこと」という同一の課税要件事実に係るものである。さらに、予備的主張1及び2は、差異調整をすべきであるという被控訴人の各主張に対応するものである。

#### 12.4.6 まとめ

よって、控訴人の予備的主張1及び2は、理由付記を求めた法の趣旨を害さず、適法な理由の差し替えとして許容されるべきものである。

#### 12.5 判旨

控訴棄却（確定）。

「残余利益分割法においては、基本三法に比較して、比較対象法人に求められる比較可能性の程度は緩やかであるとしても、また、総費用営業利益率により市場の類似性の判断をしたとしても、マナウス税恩典利益は、本件のブラジル側比較対象企業とA社等との比較可能性に重大な影響を及ぼすものであり、適切な差異調整をすることなくなされた本件各更正等は違法であり取り消されるべき」と原判決を支持した。さらに、「マナウスフリーゾーンで操業することは、物流コスト等の増加をもたらし、また、各種抛出金等を負担することになって、これが総費用営業利益率の低下をもたらすことは、控訴人の主張するとおりである」としつつも、「マナウス税恩典利益は、A社の営業利益を大きく増加させる」とした。

#### 12.6 慶應義塾大学 高久隆太 教授による評釈

本件訴訟における主な争点は、①独立企業間価格の算定方法の選択、②独立企業間価格の算定単位の設定、③基本的利益の算定（比較対象企業、差異の調整、利益指標）、④残余利益の分割、に係る適否である。

I 課税当時の措置法の規定では、基本三法が適用できない場合に、その他政令で定める方法の1つである利益分割法が適用できるとされていた（平成23年基本三法優先の原則は廃止され、最も適切な方法を用いることと改正された）。Yは、基本三法の適用可能性がないことを理由に利益分割法を選定し、Xまたは国外関連者が重要な無形資産を有していることから、残余利益分割法を適用した。原審は残余利益分割



法が最適な方法であると判断した。

- II 独立企業間価格の算定は、原則として個別の取引ごとに行われるが、複数の取引を個別的に評価するよりも一の取引とみて評価する方が合理的である場合には、例外的に複数の取引を一の取引とみて算定できる（当時：措通 66 の 4 (3) -1）ことから、Y は複数ある本件国外関連取引を一の取引とみて独立企業間価格を算定した。原審はこれも適法と判断した。
- III 重要な無形資産を有しない非関連者間取引において通常得られる利益については、例えば、当該関連取引の事業と同種で、市場、企業規模等が類似する法人（重要な無形資産を有する法人を除く）の利益指標に基づき計算するところ、Y は、マナウスフリーゾーン外で事業活動を行い、マナウス税恩典利益を享受していないブラジル側比較対象企業を選定し、マナウス税恩典利益の享受の有無について差異調整を行わずに、独立企業間価格を算定した。本件では、市場の類似性が争点となり、Y が採用した比較対象企業が否定された。Y は控訴審において差異調整を行う旨の予備的主張を行ったが、東京高裁は違法な理由の差替えに該当する、仮に適法としても理由がないとした。なお、Y は基本的利益の算定における利益指標として総費用営業利益率を選定しているが、判決ではその是非について触れていない。
- IV 残余利益の分割に際して当該法人及び国外関連者が有する重要な無形資産の価値に応じて、合理的に配分されるが（当時：措通 66 の 4 (4) -5）、無形資産の価値を算定することは困難であり、当該重要な無形資産の開発のために支出した費用等の額により行っている場合には、合理的な配分として認めるとしている（当時：同注書）。価値評価の困難性を勘案すれば、最後の手段として支出した費用等の額でもって配分することも容認されようが、判決ではその是非について触れていない。裁決で分割要因が違法とされた事例があり、議論があるところである。

原審は、検証対象法人が市場において事業活動を行うに当たりその利益に政府の規制や介入の影響を受けている場合には、そのような影響を検証対象法人と同様に受けている法人を比較対象法人として選定しなければならないと判示し、最大限市場の特殊性を考慮することを求めた。ブラジル以外にも優遇税制を設けて外資導入を図っている国は多い。原判決は、そのような国に所在する国外関連者がこうした恩典利益を得ている場合に、基本的利益の算定のため比較対象企業選定に当たり、その点に係る考慮を要することを明示したが、影響の内容

について個別に精査する必要がある。本件では争点となっていないが、ロケーションセービングについてもいずれの国に帰属するか議論がある。

原審は、「我が国の移転価格税制の規定の解釈適用に当たっては、我が国の移転価格税制が独立企業原則という諸外国の移転価格税制と共通の基礎に立脚するものであることに配慮しなければならない」と述べ、さらに OECD 移転価格ガイドラインを踏まえた課税でなければならないと判示している。この点に関し、日米租税条約交換公文 3 項においても課税は同ガイドラインに従うことが規定されている。しかしながら、同ガイドラインに従った課税であっても、法人及び国外関連者所在地国の権限ある当局が受け入れることは皆無に近い。ここに移転価格課税の難しさがある。

かつて棚卸資産販売取引について日本で基本三法、米国で利益比準法 (CPM) が多く適用され、日米間で見解の相違があったほか、無形資産取引が含まれる場合の算定方法について様々な議論が行われた。そのような状況下、無形資産取引が含まれる二国間事前確認において、実務上複雑すぎる等の批判があったものの、日米両国が受入れ可能な算定方法として残余利益分割法が用いられていた。これは、積極的選択というよりも消極的選択といえる。納税者自ら移転価格に関する情報を提供する二国間事前確認において残余利益分割法を用いることは容易であるが、調査に基づく移転価格課税において Y が十分な情報を入手することは困難であり、残余利益分割法の適用に慎重さが求められる。

なお、租税条約締結国に所在する国外関連者との間の取引について移転価格課税を受けた法人は、通常二重課税の排除を求めて相互協議の申立てを行う。本件についての詳細は不明であるが、一般論として、ブラジルの権限ある当局が残余利益分割法についての理解等が十分でない、また相互協議経験も少ないと考えられるところ、残余利益分割法を用いた日本移転価格課税について、相互協議に応じ合意に至ることは極めて困難であったと思慮される。

## 12.7 考察

企業側と課税当局側で、主張が異なるのは移転価格の算出方法である。少しでも課税したいというインセンティブが働く課税当局と少しでも税負担を小さくしたいというインセンティブが働く企業ではその主張が異なるのも納得できる。このような主張の相違が発生する原因は移転価格の算定

方法に不明確な部分があるためと考えられる。上記判例で、計算方法の詳細を検証したところ、ホンダは脱税行為を目的とし算定しているとは考え難い。一方で課税当局の算定方法は、企業側が事前に考えつかないような論理である。これは、移転価格税制の適用が本格的に始まったのが2000年以降であることを考慮すると、移転価格に対する企業側の判例や調査に関するノウハウの蓄積が少ないこともあげられる。

これらの対策として、APAを利用することが考えられる。

移転価格税制は、「議論の税制」とも呼ばれ、同じ事案に対しても立場や国が違えば検証結果が変わり得るという側面を有している。このように、グレーな税制であるため、企業としては租税回避の意図が無いにも関わらず課税を受けてしまうこととなり、追徴課税による突然のキャッシュアウトは経営にも影響を及ぼしかねない。

そのため、企業が今後数年間行う国外関連取引の価格設定について、税務当局から事前に確認を取ることで、移転価格調査・課税を回避する制度として、APAという制度が設けられている。

APAの有効性に関しては、村上他(2010)において「多国籍企業がバイラテラルAPAを申請するかどうかの1つの判断基準を与えることができるという点において、非常に重要な意義を持つと思われる。」と主張している。これらのことから、企業の規模、財の性質およびライフサイクルステージに応じて2つのAPAを使い分けながら、課税リスクを回避することが良いと考えられる。

### 13 謝辞

本論文の作成にあたり、終始適切な助言を賜り、また丁寧に指導して下さいました。主査の村上裕太郎准教授に感謝申し上げます。また、副査の坂爪裕教授、高橋大志教授、東北大学の黄さんには調査のあり方や考察の方法など、細部にわたるご指導をいただきました。ここに感謝いたします。

そして、村上裕太郎ゼミ同期生の金沢さん、萩原さん、田畑さんに感謝の年を申し上げます。

以上をもって謝辞とさせていただきます。

## 14 【脚注】

- 1) [https://www.grantthornton.jp/pdf/newsletter/ex/ex\\_200903.pdf](https://www.grantthornton.jp/pdf/newsletter/ex/ex_200903.pdf) を参考にしている。
- 2) 加藤 他(2015)を参考にしている
- 3) GMATA 税理士事務所 HP(2015. 12. 31. 23:22)を参考にしている。
- 4) <http://www.itenkakaku.jp/%E4%BA%8B%E5%89%8D%E7%A2%BA%E8%AA%8D%E7%94%B3%E8%AB%8B-apa/>
- 5) 村上他(2010)「減価償却費が企業投資行動に与える影響」から引用している。
- 6) 税務当局が独立企業間価格の算定のため、調査法人の同業他社に対して質問検査権(措置法 66 条の 4 第 8 項)を行使して、入手する第三者取引情報については、税務当局に課せられた守秘義務のため調査法人へ開示されないことである。
- 7) 企業レベルで加藤 他(2015)『移転価格税制の適用と資本市場の評価に関する実証研究』などがある。
- 8) 各州の平均値
- 9) 加藤 他(2015)『移転価格税制の適用と資本市場の評価に関する実証研究』のように産業レベル・企業レベルの企業行動と株価の関係を、公表財務データを使って実証分析(イベントスタディ)を行った研究は多く存在する。
- 10) 総務省統計系局 <http://www.stat.go.jp/data/chouki/zuhyou/18-01-b.xls> 2015. 6. 12. 15:24 を参照している。w
- 11) 詳細は付録[ I ]に示す
- 12) 付録[ II ]を参照
- 13) 本田技研工業株式会社の HP(2015. 12. 10. 21:16)を参考にしている。
- 14) 朝長他(2011) 外国税額控除制度・外国子会社配当金益金不算入制度 (国際的二重課税排除の制度と実務 第 3 版)を参照している。

## 15 【参考文献】

- [1] 伊藤 雄二・萩谷 忠「図説 移転価格税制 Visual TP」：税務研究会出版局全訂第2版, 2012
- [2] 村田 守弘・石川 敏夫・柴田 篤「ものづくり日本の海外戦略—関税と移転価格の波にもまれ—」：千倉書房, 2010
- [3] 森田果「実証分析入門データから「因果関係」を読み解く作法」：日本評論社, 2014
- [4] 村上 裕太郎・黄 耀偉・渥美 健人「減価償却費が企業投資行動に与える影響」：納税協会, 2010
- [5] 小栗崇資「本田技研・三菱自動車—アジアをめざす2つの自動車メーカー」：大月書点, 1997
- [6] 小林三郎「ホンダイノベーションの神髄」：日経BP社, 2012
- [7] デロイトトーマツ税理士法人 HP (2015. 6. 30. 12:22)  
<http://www.tax.tohmatsu.co.jp/recruit/tp/work/abouttp.html>
- [8] GMT 移転価格税理士事務所 HP (2015. 5. 20. 21:34)  
<http://www.itenkakaku.jp/%E7%A7%BB%E8%BB%A2%E4%BE%A1%E6%A0%BC%E3%81%AE%E3%81%97%E3%81%8F%E3%81%BF/>
- [9] 財務省 HP (2015. 6. 12. 15:24)  
[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/177.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/177.htm)
- [10] 加藤 恵吉・大沼 宏・櫻田 譲「移転価格税制の適用と資本市場の評価に関する実証研究」：研究年報経済学 P75(1-2), 2015
- [11] 加藤 恵吉「移転価格税制をめぐる最近の状況と動向」：人文社会論叢. 社会科学篇. 23, 2010, P101-110
- [12] 加藤 恵吉「移転価格税制の変遷その2 無形資産取引の増大と米国 IRC482条を中心に」：人文社会論叢. 社会科学篇. 21, 2009, p. 59-77
- [13] 村上裕太郎 他 (2010) 「移転価格税制における2国間事前確認制度(BAPA)の研究」
- [14] 飯野公央「移転価格税制の変遷と合衆国経済」：立命館経済学, 2, 2008, P217-233, 2008

16 【付録】

[ I ] 統計データ 18-3 品別輸出数量及び金額 (昭和44年~平成16年)

18-3 品別輸出数量及び金額 (昭和44年~平成16年)
18-3 Quantity and Value of Exports by Commodity (1969-2004)

(単位) 金額 昭和53年以前 1,000ドル 昭和54年以降 100万円
(Until 1978, in thousands of U.S.dollars. Beginning 1979, in millions of yen)

Table with columns for Year (年次), Commodity (品別), Quantity (数量), and Value (金額). Rows include various commodity categories like Fish (魚介類), Rubber (合成ゴム), Iron (鉄鋼), and Textiles (繊維).

- (1) 昭和62年における輸出入統計品目表の全面改正により、62年以前と63年以降とは接続しない商品もある。
(2) 昭和62年以前は、「棒鋼及び形鋼」と「鋼材」を合算した数値。
(3) 平成15年以前は、「電子式自動データ処理機械」の数値。
(4) 昭和62年以前は、「通信機器類」の数値。
(5) 昭和62年以前は、「半導体素子」の数値。
(6) 平成15年以前の数量単位は、1,000台。
(7) 昭和62年以前は、「内燃機関用、自動車用及び自転車用電気機器」の数値。
(8) 平成15年以前は、「レコード及びテープ類」の数値。
[資料] 公益財団法人日本関税協会「外国貿易概況」(刊行物)

Detailed table showing export data for various commodity groups: 農産物 (Agricultural products), 畜産物 (Livestock products), 化粧品 (Cosmetics), 塩化セシウム類 (Cesium compounds), ポリオレフィン (Polyolefins), プラスチック (Plastics), ポリアイソプレテン (Polyisoprene), 紙及び紙版 (Paper and paper products), 織物 (Textiles), and 織物用糸 (Textile yarns).

品名	繊維織物		繊維織物		繊維織物		繊維織物		繊維織物		繊維織物		繊維織物		繊維織物		繊維織物		繊維織物					
	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価				
206,504	1,059,044	5,011,512	22,313	1,112,201	517,607	286,706	72,180	...	137,009	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
283,992	1,127,625	428,787	187,613	1,339,307	625,616	190,885	73,428	...	138,114	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
491,106	1,314,030	408,889	195,518	1,576,281	783,587	212,767	66,452	...	144,411	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
367,723	1,416,952	375,804	231,113	1,515,812	814,740	258,140	81,637	...	181,707	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
448,303	1,574,452	242,722	193,356	1,341,890	296,554	92,692	...	203,935	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
609,328	1,946,529	287,725	240,142	1,571,209	1,254,671	32,684	10,272	...	228,309	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
413,118	1,995,907	282,858	288,373	1,718,733	1,288,545	338,141	103,448	...	225,541	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
435,190	2,274,638	311,594	321,423	1,782,676	1,516,866	400,462	132,408	...	290,344	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
508,993	2,426,078	398,397	413,408	1,907,241	1,569,799	470,482	167,051	...	384,311	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
486,952	2,582,123	303,035	371,722	1,722,029	1,751,333	487,286	202,251	...	406,618	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
107,836	601,710	225,671	73,113	1,887,189	421,687	109,729	47,966	...	87,973	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
144,227	753,970	116,421	109,876	1,743,394	507,791	138,777	70,774	...	124,209	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
154,047	870,032	354,637	132,146	2,001,788	585,576	141,724	82,344	...	123,934	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
137,191	854,112	361,857	140,442	1,920,997	574,849	152,588	87,495	...	113,985	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
132,755	863,992	430,143	152,861	1,916,633	574,890	133,772	103,889	...	123,376	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
148,323	839,308	436,205	165,091	2,020,110	531,785	143,215	122,926	...	130,073	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
139,023	802,804	445,578	158,563	1,944,276	486,507	129,191	142,290	...	126,286	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
110,878	625,700	441,029	124,070	1,742,063	301,110	98,840	115,546	...	95,500	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
84,387	543,907	451,299	120,563	1,564,058	293,272	99,429	116,856	...	80,991	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...				
60,956	460,748	373,736	102,512	1,233,676	234,047	98,086	120,413	...	68,960	1481,2012	1,137,835	1,288,021	1,232,356	3,966,045	334,975	6,649,665	399,175	4,676,326	536,565	27,070	13,868	10,414	79,623	
61,107	491,981	378,296	106,681	1,176,402	244,302	108,807	135,954	...	72,090	1,338,798	1,288,197	1,529,793	1,724,658	3,366,616	337,135	5,861,929	440,730	3,249,112	466,314	20,110	161,483	139,695	87,547	
64,549	533,066	424,505	128,093	1,472,672	264,295	76,544	108,825	...	76,544	1,038,265	1,079,950	1,179,952	2,473,027	22,629	3,652,784	295,788	5,280,441	317,668	3,177,668	419,834	61,444	165,340	181,612	
72,656	578,548	446,506	136,528	1,145,827	273,303	130,657	171,943	...	70,825	1,142,765	1,063,829	1,593,106	1,620,627	3,474,164	319,167	6,228,267	311,730	3,723,538	514,990	283,210	160,935	163,773	95,511	
70,985	592,806	430,455	129,795	1,141,776	286,992	63,768	120,804	...	63,768	1,208,034	1,022,330	1,179,111	1,640,988	4,034,167	333,396	4,276,721	275,866	3,108,228	409,838	490,838	490,838	172,416	161,815	86,943
52,533	488,481	379,157	92,970	1,041,556	230,921	133,433	152,675	...	40,647	1,479,723	946,504	2,194,899	167,639	3,370,905	239,364	5,800,631	283,576	3,416,509	308,992	426,238	1,609,919	1,866,619	81,515	
49,787	441,424	324,949	85,681	1,081,729	208,223	123,512	182,453	...	37,171	1,199,523	895,588	2,481,454	167,237	3,578,906	233,404	5,191,014	256,020	3,215,461	242,349	425,349	1,425,349	1,653,349	117,818	
66,362	427,088	301,494	79,373	976,457	197,912	136,193	207,899	...	27,421	1,579,566	1,086,615	2,798,882	195,187	3,797,351	263,316	5,855,307	303,814	2,885,354	283,451	485,542	2,166,249	249,020	118,657	
69,656	498,915	318,555	80,668	1,060,569	230,613	150,062	232,112	30,610	22,610	1,336,722	1,046,410	2,189,989	187,232	3,459,271	268,733	4,763,482	287,623	3,171,318	325,767	1,276,269	21,621	24,074	129,074	
75,538	520,920	325,311	100,251	1,042,021	239,494	166,463	228,547	31,398	23,769	1,559,960	1,234,859	2,554,769	290,188	3,818,062	315,213	5,681,311	334,399	2,803,273	392,865	511,765	247,809	263,543	157,171	
84,142	494,147	302,696	89,923	945,944	216,780	159,666	217,831	30,378	23,992	1,584,099	1,179,952	2,473,027	22,629	3,652,784	295,788	5,280,441	317,668	3,177,668	419,834	61,444	165,340	181,612	171,718	
82,522	467,050	326,998	96,647	1,046,171	205,452	154,752	217,337	24,660	17,931	1,739,714	1,264,559	1,989,877	413,859	3,607,254	245,800	2,677,879	274,264	691,334	241,071	368,111	153,430			
88,745	468,409	341,863	105,809	946,621	191,219	161,660	271,104	22,656	17,998	2,125,431	1,073,967	3,104,705	192,752	4,444,325	258,817	8,203,346	300,359	2,186,720	230,139	689,990	261,074	321,682	149,829	
84,643	471,845	338,130	112,466	916,681	199,269	154,561	265,791	19,484	20,040	1,944,635	974,139	2,659,931	215,445	4,030,912	233,746	7,654,719	267,329	3,563,971	359,995	754,541	254,538	285,574	157,543	
80,927	464,307	362,546	122,427	894,511	194,040	159,116	284,931	19,914	20,040	1,944,635	1,195,424	3,294,651	211,409	4,888,809	380,909	8,299,949	306,919	3,864,414	710,475	123,854	316,688	161,688		
80,367	452,740	354,754	118,653	804,444	174,092	171,724	305,973	17,118	12,065	2,263,807	1,329,530	3,699,472	267,121	5,005,318	320,291	7,729,900	347,881	3,301,074	347,881	617,888	245,449	347,627	161,626	
80,912	465,064	362,322	126,596	780,952	171,880	184,239	354,973	13,945	10,178	2,352,613	1,628,027	3,799,134	319,790	5,180,798	374,761	7,641,167	421,790	3,552,434	399,616	536,645	306,329	345,773	211,719	

品名	繊維織物		繊維織物		繊維織物		繊維織物		繊維織物		繊維織物		繊維織物		繊維織物		繊維織物		繊維織物					
	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価				
340,002	108,554	...	74,087	...	188,235	52,000	198,301	...	65,524	147,840	130,637	...	13,396	99,796	88,402	96,234	72,050	35,998	98,809	126,147	...	27,561		
242,936	103,888	...	65,510	...	277,280	71,757	259,294	...	...	...	...	...	15,401	131,154	101,665	111,588	120,419	49,251	133,789	136,920	...	31,388		
411,432	142,479	...	104,694	...	91,425	384,337	...	...	...	...	...	...	18,010	144,854	126,242	139,168	126,242	67,139	179,733	184,145	...	81,637		
476,402	186,762	...	123,691	...	456,205	114,677	489,976	...	...	...	...	...	20,027	129,872	265,007	162,844	197,193	160,262	205,147	275,435	...	51,238		
458,882	256,640	...	161,008	...	540,820	184,062	803,851	...	28,285	49,003	207,459	200,889	...	20,298	194,549	301,487	290,500	290,570	70,960	242,608	323,038	...	11,887	
516,367	486,202	...	391,280	...	727,266	202,361	727,266	...	...	...	...	...	22,482	373,560	405,656	316,664	316,664	391,597	87,229	292,229	437,376	...	20,900	
363,103	266,902	...	179,178	...	873,736	335,209	776,466	...	103,625	93,243	451,633	534,447	246,629	...	34,946	563,165	457,300	353,031	470,525	93,743	390,670	435,386	...	133,641
531,375	373,038	...	259,191	...	1,080,834	439,247	1,011,613	...	98,868	133,027	603,643	459,997	340,469	...	42,369	545,487	625,903	421,038	530,433	83,691	632,625	625,903	...	139,487
553,772	445,703	...	370,875	...	1,710,275	504,194	1,130,633	...	38,724	154,451	804,767	300,099	300,23											





## 〔Ⅱ〕 総務省が定める、日本標準産業分類の大分類

日本標準産業分類（大分類）との対照表

A1	農業
A2	林業
B	漁業
C	鉱業，採石業，砂利採取業
D	建設業
E	製造業
F	電気・ガス・熱供給・水道業
G	情報通信業
H	運輸業，郵便業
I	卸売業，小売業
J	金融業，保険業
K	不動産業，物品賃貸業
L	学術研究，専門・技術サービス業
M	宿泊業，飲食サービス業
N	生活関連サービス業，娯楽業
O	教育，学習支援業
P	医療，福祉
Q	複合サービス事業
R	サービス業（他に分類されないもの）
S	公務（他に分類されるものを除く）

出典：総務省 HP からダウンロード

[www.stat.go.jp/info/kouhou/chiiki/pdf/taisyo2.pdf](http://www.stat.go.jp/info/kouhou/chiiki/pdf/taisyo2.pdf) (2015. 12. 1. 23:31)